



委託名 令和6年度 町道及び法面除草業務委託

町道除草分

業務価格 (税抜)	調整係数 ※	調整後業務価格 (税抜)	消費税	業務費計 (税込)
	×	0.7 =	+ 10% =	<input type="text"/>
			内消費税額	<input type="text"/>

法面除草分

業務価格 (税抜)	調整係数 ※	調整後業務価格 (税抜)	消費税	業務費計 (税込)
	×	0.7 =	+ 10% =	<input type="text"/>
			内消費税額	<input type="text"/>
			合計	<input type="text"/>
			内消費税額	<input type="text"/>

※本業務は道路維持工事及び公園工事として間接業務費(共通仮設費・現場管理費・一般管理費)を計上しているが、業務内容を考慮し業務価格へ調整係数【0.7】を乗じた金額を設計額としている。

## 設計内訳書（道路除草）

工事名	令和6年度 町道及び法面除草業務委託				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
道路維持		式	1				
植栽維持工		式	1				
樹木・芝生管理工		式	1				
寄植せんだ	樹種:せんだ 中木, 樹高:H=2.0m	m2	200				単 1号
寄植せんだ	樹種:せんだ 低木, 樹高:H=1.0m未満	m2	1,430				単 2号
抜根除草	施工内容:植込み地, 施工規模:100m2以上1000m2未満, 施工場所別補正:供用区間 標準(歩道及び交通島)	m2	750				単 3号
防除	薬剤種類:スミチオン, 施工内容:中木樹高200cm以上300cm未満, 施工規模:50本以上, 時間制約補正:無し, 夜間作業補正:無し, 施工場所別補正:供用区間 標準(歩道及び交通島)	本	464				単 4号
除草工		式	1				
道路除草工		式	1				
道路除草(複合)	作業形態:除草	m2	85,400				単 5号
除草処分		kg	76,000				単 6号
仮設工		式	1				
交通管理工		式	1				

## 設計内訳書（道路除草）

工事名	令和6年度 町道及び法面除草業務委託				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
交通誘導警備員		人日					単 7号
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				
工事費計		式	1				



# 1次単価表

単価使用年月	2024.04
歩掛適用年月	2024.04
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 1号	寄植せんだ	樹種:せんだ 中木,樹高:H=2.0m	単位	m2	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
植樹管理(寄植せんだ)		中木,1000m2以上,無,無,供用区間標準(歩道及び交通島)	m2	1			単 15号	
合計								
単価							円/m2	

# 1次単価表

単価使用年月	2024.04
歩掛適用年月	2024.04
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 2号	寄植せんだ	樹種:せんだ 低木,樹高:H=1.0m未満	単位	m2	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
植樹管理(寄植せんだ)		低木,1000m2以上,無,無,供用区間標準(歩道及び交通島)	m2	1			単 16号	
合計								
単価							円/m2	

# 1次単価表

単価使用年月	2024.04
歩掛適用年月	2024.04
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 3号	抜根除草	施工内容:植込み地,施工規模:100m2以上1000m2未満,施工場所別補正:供用区間 標準(歩道及び交通島)	単位	m2	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
植樹管理(抜根除草)		植込み地,100m2以上1000m2未満,無,無,供用区間 標準(歩道及び交通島)	m2	1			単 17号	
合計								
単価							円/m2	

# 1次単価表

単価使用年月	2024.04
歩掛適用年月	2024.04
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 4号	防除	薬剤種類:スミチオン,施工内容:中木樹高200cm以上300cm未満,施工規模:50本以上,時間制約補正:無し,夜	単位	本	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
植樹管理(防除)(高木・中木・低木)			本	1			単 18号	
合計								
単価							円/本	

# 1次単価表

単価使用年月	2024.04
歩掛適用年月	2024.04
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 5号	道路除草(複合)	作業形態:除草	単位	m2	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
機械除草(肩掛式)・集草・積込運搬		有り,ダンプトラック(オノロード・ティンセル・2t積),11.5km以下,全ての費用	m2	1				
合計								
単価							円/m2	

# 1次単価表

単価使用年月	2024.04
歩掛適用年月	2024.04
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 6号	除草処分		単位	kg	単位数量	1,000	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費 刈草 処分費			t	1				
合計								
単価							円/kg	

# 1次単価表

単価使用年月	2024.04
歩掛適用年月	2024.04
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 7号	交通誘導警備員		単位	人日	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員B			人日				単 19号	
合計								
単価							円/人日	

# 1次単価表

単価使用年月	2024.04
歩掛適用年月	2024.04
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 8号	人力除草		単位	m2	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
人力除草			m2	1			単 20号	
集草			m 2	1			単 21号	
合計								
単価							円/m2	

# 1次単価表

単価使用年月	2024.04
歩掛適用年月	2024.04
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 9号	機械除草		単位	m2	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
機械除草 I (肩掛式)			m 2	1			単 22号	
集草			m 2	1			単 21号	
合計								
単価							円/m2	

# 1次単価表

単価使用年月	2024.04
歩掛適用年月	2024.04
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 10号	寄植剪定		単位	m2	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
植樹管理(寄植せん定)		低木,1000m2以上,無,無,供用区間標準(歩道及び交通島)	m2	1			単 16号	
合計								
単価							円/m2	

# 1次単価表

単価使用年月	2024.04
歩掛適用年月	2024.04
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 11号	高中木夏季剪定	軽剪定,針葉樹,幹周60-90cm未満	単位	本	単位数量	10	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
造園工			人					
普通作業員			人					
合計								
単価							円/本	

# 1次単価表

単価使用年月	2024.04
歩掛適用年月	2024.04
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 12号	高中木夏季剪定	軽剪定,落葉広葉樹,幹周60-90cm未満	単位	本	単位数量	10	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
造園工			人					
普通作業員			人					
合計								
単価							円/本	

# 1次単価表

単価使用年月	2024.04
歩掛適用年月	2024.04
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 13号	除草運搬	公園外への運搬	単位	台	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
トラック2tによる公園外への運搬		有, 11.2km以下	台	1			単 23号	
合計								
単価							円/台	

# 1次単価表

単価使用年月	2024.04
歩掛適用年月	2024.04
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 14号	除草処分		単位	kg	単位数量	1,000	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費(t)		無	t	1			単 24号	
合計								
単価							円/kg	

# 2次単価表

単価使用年月	2024.04
歩掛適用年月	2024.04
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 15号	植樹管理(寄植せんだ)	中木, 1000m2以上, 無, 無, 供用区間標準(歩道及び交通島)	単位	m2	単位数量	100	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
道路植栽工 植樹管理 寄植せんだ 中木			m2	100				
合計								
単価							円/m2	

# 2次単価表

単価使用年月	2024.04
歩掛適用年月	2024.04
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 16号	植樹管理(寄植せんだ)	低木, 1000m2以上, 無, 無, 供用区間標準(歩道及び交通島)	単位	m2	単位数量	100	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
道路植栽工 植樹管理 寄植せんだ 低木(株物)			m2	100				
合計								
単価							円/m2	



## 2次単価表

単価使用年月	2024.04
歩掛適用年月	2024.04
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 17号	植樹管理(抜根除草)	植込み地, 100m2以上1000m2未満, 無, 無, 供用区間 標準(歩道及び交通島)	単位	m2	単位数量	100	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
道路植栽工 植樹管理 除草 抜根除草 植込み地			m2	100				
合計								
単価								円/m2

## 2次単価表

単価使用年月	2024.04
歩掛適用年月	2024.04
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 18号	植樹管理(防除)(高木・中木・低木)		単位	本	単位数量	100	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
薬剤 スミチオン			本	3.2				
道路植栽工 植樹管理 防除 中木 樹高200以上300未満			本	100				
諸雑費(まるめ)			式	1				
合計								
単価								円/本

## 2次単価表

単価使用年月	2024.04
歩掛適用年月	2024.04
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 19号	交通誘導警備員B		単位	人日	単位数量		1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要		
交通誘導警備員B			人						
合計									
単価									円/人日

## 2次単価表

単価使用年月	2024.04
歩掛適用年月	2024.04
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 20号	人力除草		単位	m2	単位数量		1,000	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要		
土木一般世話役			人						
普通作業員			人						
諸雑費(率+まるめ)			式	1					
合計									
単価									円/m2



## 2次単価表

単価使用年月	2024.04
歩掛適用年月	2024.04
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 23号	トラック2tによる公園外への運搬	有, 11.2km以下	単位	台	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
トラック[普通型] 2t積		0, 岩石工の割増対象にしない, 普通, 0時間, 交替制を適用しない, 0, しな い, しない, 0時間	時間				単 25号	
合計								
単価							円/台	

## 2次単価表

単価使用年月	2024.04
歩掛適用年月	2024.04
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 24号	処分費(t)	無	単位	t	単位数量	100	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費 刈草 処分費			t	100				
合計								
単価							円/t	

# — 特記仕様書 —

## 施工条件明示書

工事番号	七建第24-12号	工事名	令和6年度 町道及び法面除草業務委託		事務所名	七ヶ浜町 建設課				
項目	条件	内容			施工方法	備考				
1 共通仕様書の適用		本工事は、宮城県土木部制定「共通仕様書」を適用するほか、本特記仕様書により施工するものとする。仕様書の記載内容の優先は、「特記仕様書」「共通特記仕様書」「共通仕様書」の順とする。								
2 主任技術者及び監理技術者(以下、配置技術者という。)の配置										
(1) 現場施工に着手する日の指定 (配置技術者の配置要件の特例) ※平成25年4月1日以降適用「現場施工の着手日を指定した工事における配置技術者の配置要件の特例について」		○	契約工期初日以降、90日以内に着手 (手持ち工事が完了した場合や、制約条件がない場合等は、期日以前の着手も可能)							
(2) 請負者が着手日を選択出来る工事(フレックス工事)		○	契約工期初日以降、○○日以内に着手 土木工事共通特記仕様書第1編1-1-4によること。							
(3) 上記以外		●	請負者は、現場施工に着手する日の指定がない限り、原則として、契約工期初日以降、30日以内に現場施工に着手							
上記現場施工に着手する日の前日までの期間において、工事準備等を含め工事現場が不稼働であることが明確な場合は、配置技術者の工事現場への専任は要しない。 出納局契約課ホームページ参照のこと。http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/keiyaku/kk50.html										
3 特例監理技術者の配置										
		○ 対象	● 対象外 建設業法第26条第3項ただし書の規程の適用を受ける監理技術者(特例監理技術者)の配置。 特例監理技術者を対象とする場合は下記によるものとする							
<p>1 特例監理技術者を配置する場合は以下の(ア)～(サ)の要件を全て満たさなければならない。</p> <p>(ア) 本工事の現場施工に着手する日までに、建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」という。)を専任で配置すること。</p> <p>(イ) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補(令和3年4月1日施行予定)又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有するものであること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。</p> <p>(ウ) 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。</p> <p>(エ) 同一の特例監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までとする。 (ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限り。))については、これら複数の工事を一の工事とみなす。)</p> <p>(オ) 特例監理技術者が兼務できる工事は、本工事を所管する土木事務所(地域事務所)管内及び隣接土木事務所(地域事務所)管内の宮城県内で施行される工事で行なければならない。</p> <p>(カ) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。</p> <p>(キ) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。</p> <p>(ク) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。</p> <p>(ケ) 専任補助者を配置しない工事であること。</p> <p>(コ) 維持管理業務同士は兼務できない。</p> <p>※24時間体制で応急処理や緊急巡回等が必要な業務等</p> <p>(サ) 配置技術者の追加専任を必要としないもの。</p> <p>2 本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務する場合、配置技術者届出書及び特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項を提出すること。</p> <p>3 本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ(CORIINS)への登録を行うこと。</p>										
4 積算基準及び設計単価の適用期日										
(1) 積算基準及び設計単価の適用について		○ あり	● ない	積算基準及び設計単価は公告日の前月の基準及び単価としている。						
(2) 工事請負契約締結後における設計単価の変更		○ あり	● ない	<p>本工事は、当初工事請負契約締結後において、契約日を基準日として設計単価の設計変更を行うこととする。 なお、設計変更の対象は、資材単価・労務単価及び機械単価等の全ての設計単価とする。 ただし、災害に伴う応急仮工事など緊急を要する工事において、積算月と契約月が同月となる場合など、工事請負契約締結後における設計単価の変更が必要ないと判断される場合においては、適用「なし」を選択することも可能とし、その場合は下欄にその理由を記載する。</p> <p>適用「なし」の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・七ヶ浜町では道路修繕、維持業務などには適用しない。</li> </ul>						
5 工程関係										
(1) 関連工事による施工時期の調整		○ あり	● ない							
(2) 施工時期による制限		○ あり	● ない							
(3) 関係機関等との協議の未成立		○ あり	● ない							
(4) 関係機関等との協議結果、特定条件の付加		● あり	○ ない	草刈の処理について		乾燥後に、運搬処理をおこなうこと。				
6 公害対策関係										
(1) 施工方法、機械施設、作業時間等の制限		● あり	○ ない	作業時間の制限について		通勤、通学の時間帯は避けること。				
7 安全対策関係										
(1) 交通安全施設等の指定		● あり	○ ない	交通安全の確保について		交通安全誘導警備員を配置すること				
(2) 占用埋設物との近接工事による 施工方法、作業時間の制限		○ あり	● ない							
8 排水工関係										
(1) 濁水、湧水処理のための特別な対策の必要性		○ あり	● ない							
9 建設副産物対策関係(建設発生土)										
(1) 建設発生土の処理・処分について		本工事の残土は、下記に運搬するものとする。なお、下記により難しい場合が生じたときは、監督職員の指示によるものとし、設計変更の対象とする。								
		処理・処分する場所		処理・処分方法		距離	制限時間	備考		
		名称		所在地						
(2) 建設発生土		○ あり	● ない			km	時 分 ~			
処理・処分								時 分		

10 建設副産物対策関係(建設発生土以外の建設副産物)							
(1) 建設発生土以外の建設副産物の処理・処分について		下記の処理・処分は設計積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、下記によらない場合は、監督職員と協議すること。また、処理・処分に先立ち処分場等の受入れの可否を確認すること。なお、廃棄物の処理に当たっては「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守すること(環境省または循環型社会推進課のHPを参照)。					
		処理・処分する場所	処理・処分方法	距離	制限時間		
工事現場内及び工事現場間で再利用する場合は、施工管理及び契約方法等について、施工計画打合せ時に監督職員と協議すること。							
(2) 建設発生土以外の建設副産物	処理・処分	コンクリート塊	○ある	●ない		km	時 分 ~ 分
		アスファルト塊	○ある	●ない		km	時 分 ~ 分
		建設発生木材	○ある	●ない		km	時 分 ~ 分
		建設汚泥	○ある	●ない		km	時 分 ~ 分
		その他	●ある	○ない	宮城県東部衛生処理センター	焼却処分	11.2 km
(3) 再生材の利用		○ある	●ない	種類・数量			
11 現場環境改善		○ある	●ない	内容			
現場環境改善の具体的な実施内容、実施期間については、施工計画書に明記し、監督職員と協議すること。							
12 品質証明							
(1) 品質証明書および施工プロセス品質確認チェックリストの対象		○ある	●ない	請負工事費が、1億5千万円以上の工事および発注者が必要と認める工事。土木工事共通特記仕様書第3編1-1-9および品質証明実施要領によること。			
(2) 施工プロセス品質確認チェックリストの対象		○ある	●ない	上記に該当せず、請負工事費が1億円以上の工事。土木工事共通特記仕様書第3編1-1-9および品質証明実施要領によること。			
13 標準的な設計図書による発注方式		○ある	●ない	土木工事共通特記仕様書第3編1-1-14によること。			
14 資材関係							
(1) 生コンクリート		生コンクリートの使用に当たっては、「宮城県生コンクリート品質管理監査会議」が交付する「品質管理監査合格証」を有する工場の製品、又は同等以上の品質管理を行っていることが認められる工場の製品を使用すること。					
(2) 購入土		購入土を使用する場合は、材料承諾時に「採石法第33条による採取計画認可書の写し」、又は「砂利採取法第16条の採取計画認可書の写し」を提出すること。					
(3) 宮城県グリーン製品の利用		必須	1. 植生基盤材等、視線誘導標、型枠用合板は、原則として宮城県グリーン製品を用いること。				
「宮城県グリーン製品」利用推進指針によること。「宮城県グリーン製品」を使用した場合は、請負者は循環型社会推進課HPより「チェックリスト」をダウンロードし、使用材料や数量等を入力後、工事完了後に監督職員に提出(電子メール)すること。		○ある	●ない	2. 盛土材、埋め戻し材			
		○ある	●ない	3. その他( )			
(4) 県内産製品の利用		○ある	●ない	本工事は、「県土木部発注工事における県内産製品優先使用の試行要領」の対象工事である。工事の施工にあたっては、試行要領に基づき適切に実施すること。事業管理課ホームページ参照 <a href="http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/kensanzai.html">http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/kensanzai.html</a>			
(5) 現場吹付法砕工		吹付モルタルにおける圧縮強度の規格値は、18N/mm <sup>2</sup> 以上とする。					
15 設計変更の手続き							
(1) 設計変更の手続きについて		設計変更については、工事請負契約書第19条～第26条及び共通仕様書第1編1-1-1-14～1-1-1-16に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン」(宮城県土木部)によることとする。					
		詳細については、以下のホームページ「設計変更ガイドライン【土木工事,建設関連業務】」を参考とすること。 <a href="https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/henkou-guideline.html">https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/henkou-guideline.html</a> トップページ > しごと・産業 > 土木・建築・不動産 > 建設業 > 設計変更ガイドライン【土木工事,建設関連業務】					
16 その他							
(1) 舗装の下請制限について		○ある	●ない	土木工事共通特記仕様書第1編1-1-3によること。			
(2) 「ダンプ土砂運搬等下請を行う工事における工事費内訳調査」の対象の有無		○ある	●ない	本工事は「ダンプ土砂運搬等下請を行う工事における工事費内訳調査」の対象工事であり、請負者は、調査票等に必要事項を正確に記入し発注者に提出する他、ダンプ土砂運搬等下請負契約に関する関係書類を提出すること。 請負者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、請負者は、当該工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む)も同様の義務を負う旨を周知すること。			
(3) 三者会議の対象の有無		○ある	●ない	本工事は、工事着手前等に当該工事の発注者、施工者、詳細設計等を担当した設計者が参加して、設計図書と現場の整合性の確認及び設計意図の伝達等を行う「三者会議」を設置する対象工事である。土木工事共通特記仕様書第3編1-1-5によること。			
(4) 貸与資料の有無		○ある	●ない	本仕様書によるもののほか工事施工に関して必要な資料として工事契約後下記の資料を貸与する。 貸与資料( )			
(5) 発注者支援(工事監督支援業務)対象の有無		○ある	●ない	工事監督支援業務の受注者が現場監督支援する場合、工事請負者対し「工事打合せ簿」により担当技術者(所属会社等名・氏名)の通知を行うこと。			
(6) 法定外の労災保険の付保について		本工事では、法定外の労災保険加入にかかる保険料を予定価格に反映しているため、本工事において受注者は法定外の労災保険に付きなければならない。なお、加入後受注者は、工事請負契約書第62条に基づき、証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示すること。					
(7) 熱中症対策に資する現場管理費補正の試行の有無		○ある	●ない	本工事は熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行対象工事である。本運用による設計変更を希望する場合は、別途定める「熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領」に基づき、発注者に協議すること。			

# 働き方改革・生産性向上に関する事項

項目	条件	内容
<b>17 総合評価落札方式における「ICT施工・3次元化等の活用提案」の適用の有無</b>		
(1) 「ICT施工・3次元化等の活用提案」の適用工事	○ 対象 <input checked="" type="radio"/> 対象外	1. 対象工事の場合、活用する技術については、「ICT施工・3次元化等の活用提案 工事計画書」に基づき選択すること。 2. ICT施工・3次元化等の活用提案の適用の有無に係わらず、「ICT施工・3次元化等の活用提案 工事計画書」に記載の技術は、施工計画・技術提案等(いわゆる作文)の評価対象外とする。「簡易型(施工計画型)」、「標準型」、「高度型」の場合 なお、「ICT施工・3次元化等の活用提案」の対象外工事の場合も、同様の取扱いとする。
(2) 実施された技術についての費用計上(設計変更)	○ 対象 <input checked="" type="radio"/> 対象外	設計変更の積算手法については、総合評価落札方式の手引きのとおりとする。なお、(1)が対象外の場合は、当該項目も対象外となる。
<b>18 業務効率化</b>		
(1) 工事情報共有システムの活用	○ 対象 <input checked="" type="radio"/> 対象外	本工事は工事情報共有システムの活用対象工事であり、請負者は工事着手時に別途定める「工事情報共有システム事前協議チェックシート」により、必要事項について監督職員と協議を行うこと。実施にあたっては「土木工事における工事情報共有システムの実施要領」及び「土木工事における工事情報共有システムの活用ガイドライン」に基づき行うこと。
(2) 工事書類の簡素化の試行について	<input checked="" type="radio"/> あり ○ なし	本工事は、工事書類の簡素化を目的とした試行対象工事である。実施にあたっては「宮城県土木部における工事書類簡素化の試行要領」に基づき行うこと。
(3) ウィークリースタンス等の推進		本工事は、受発注者協力のもと、建設業の魅力創出を図ることを目的にウィークリースタンス等の推進を図ることとし、「ウィークリースタンス等実施要領」に基づき、取組内容を受発注者間で協議及び共有し、工事を進めていくこととする。ただし、災害復旧工事など工事期間が限定されるなど確保が難しい場合は、例外的に週休2日対象工事としないことも可能とする。その場合は「実施困難工事」として、下欄にその理由を記載する。 詳細については、宮城県土木部事業管理課のホームページを参照すること。(http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/weekly.html)
<b>19 週休2日モデル工事の適用の有無</b>		
(1) 週休2日モデル工事	○ 対象 <input checked="" type="radio"/> 実施困難工事	1. 週休2日モデル工事の対象工事の場合は、宮城県土木部「週休2日モデル工事」実施要領に基づき行うこととする。 なお、週休2日モデル工事の型式については、下記(2)のとおりとする。 2. 改正労働基準法(平成30年6月成立)による罰則付きの時間外労働規制が令和6年4月から建設業に適用されることを踏まえ、令和6年4月には、維持工事等も含めて、週休2日の確保を目指すことから、「週休2日モデル工事」での発注を原則とする。ただし、災害復旧工事など工事期間が限定されるなど確保が難しい場合は、例外的に週休2日対象工事としないことも可能とする。その場合は「実施困難工事」として、下欄にその理由を記載する。 実施困難工事の理由 ・七ヶ浜町では道路修繕、維持業務などには適用しない。
(2) 週休2日モデル工事の型式	○ 発注者指定型 <input checked="" type="radio"/> 受注者希望型	1. 発注者指定型の場合は、当初積算時に4週8休以上を確保した場合の経費の補正を行うこととし、設計変更時に達成状況に応じた補正の見直しを行うこととする。 2. 受注者希望型の場合は、設計変更時に達成状況に応じた経費の補正を行うこととする。 なお、(1)が実施困難工事の場合は、当該項目も対象外となる。
<b>20 女性活躍推進モデル工事の適用の有無</b>		
(1) 女性活躍推進モデル工事	○ 対象 <input checked="" type="radio"/> 対象外	実施にあたっては、宮城県土木部「女性活躍推進モデル工事」実施要領に基づき行うものとする。 実施要領は、宮城県ホームページ(https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/)で確認のこと。
<b>21 下請承認事務簡素化モデル工事の適用の有無</b>		
(1) 下請承認事務簡素化モデル工事	○ 対象 <input checked="" type="radio"/> 対象外	実施にあたっては、発注者から工事打合せ簿により、「下請承認事務簡素化モデル工事」である旨を別途指示するものとする。
<b>22 建設現場等における遠隔臨場の実施について</b>		
		1. 建設現場における遠隔臨場の実施 「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者(監督員)における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)とWeb会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものである。なお、遠隔臨場は、『建設現場等における遠隔臨場に関する実施要領(案)』の内容に従って実施する。 2. 遠隔臨場を適用する工種、確認項目 現場条件により遠隔臨場の適用性が一致しない場合も想定されることから、現場での適用・不適用については、受発注者間で協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。 3. 実施内容 (1) 段階確認・材料確認、立会での確認 受注者が動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)により取得した映像及び音声をWeb会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものである。 (2) 機器の準備 遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)やWeb会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。 (3) 遠隔臨場を中断した場合の対応 電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行う。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。 (4) 効果の検証 遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員等の指示による。 (5) 費用 遠隔臨場にかかる費用については、標準積算基準の率計上に含まれる。なお、通信環境確保のための中継局を設置する場合などは、現場条件により積み上げにより計上する場合もあることから、事前に監督職員と協議すること。 (6) 不正行為 遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、県内規(不良不適格業者排除マニュアル等)に従い、処分を実施する場合がある。

# 東日本大震災に伴う特例制度

項目	条件	内容	施行方法	備考
<b>23 被災地以外からの労働者確保に要する間接費の設計変更の運用</b>				
(1) 労働者確保に関する積算方法の試行工事	○ある ●ない	<p>1 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象間接費」という。)について、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、宮城県土木部においては土木工事標準積算基準(宮城県土木部)に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終積算変更時点で設計変更する「労働者確保に関する積算方法の工事」である。</p> <p>営繕費:労働者送迎費、宿泊費、借上費 労務管理費:募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用</p> <p>2 本工事の予定価格の算出の基礎とした設計額(宮城県土木部においては、土木工事標準積算基準に基づき算出した額)における実績変更対象間接費の割合は次のとおりである。</p> <p>1) 共通仮設費(率分)に占める実績変更対象間接費(労働者送迎費、宿泊費、借上費)の割合: <b>14.93%</b> 2) 現場管理費に占める実績変更対象間接費(募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用)の割合: <b>1.18%</b></p> <p>3 受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更を希望する場合は、実績変更対象間接費に係る費用の内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書(様式1)」及び実績変更対象間接費について実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。)を監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。</p> <p>4 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。</p> <p>5 発注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象間接費について実際に支払った額のうち証明書類において確認された費用から、宮城県土木部においては土木工事標準積算基準(宮城県土木部)に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引いた費用を加算して算出する。なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって設計変更を行うものとする。</p> <p>6 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。</p> <p>7 受注者は、実績変更対象間接費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。</p>		
(2) 労働者宿舍設置に関する積算方法の試行工事	○ある ●ない	<p>本工事は、「労働者宿舍設置に関する試行要領」(以下試行要領)の対象工事である。 労働者宿舍の設置を希望する場合には、「試行要領」に基づき監督職員と事前に協議すること。</p>		
<b>24 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更</b>				
(1) 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更	○ある ●ない	<p>下記の建設資材は、通常地域内から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費及び輸送費に要した費用については、証明書類(契約書及び納品書等)を添付するものとする。なお、添付する証明書類(契約書及び納品書等)は原本を提示(写しの提出)とし、受注者名、納品者名、使用資材名、規格・形状、使用(納品)日、使用(納品)数量等が記載されている物を監督員に提出し、その費用について設計変更することとする。</p> <p>購入費の対象は、生コンクリート・アスファルト合材・石材等(山砂、碎石、捨石、被覆石等)とする。 輸送費の対象は、仮設材(鋼矢板等)とする。</p>	<p>受注者は、購入費及び輸送費を変更したい場合は、「工事打合せ簿」に次の事項を記載し発注者に提出し協議するものとする。</p> <p>1 地域内及び基地に、建設資材がないことを証明する資料(打合せメモ等) 2 遠隔地から購入及び輸送する建設資材の名称・規格及び製造・生産工場の名称(使用材料の建設資材名及び規格・形状等の証明資料(品質証明)) 3 遠隔地から建設資材を購入及び輸送する理由 4 製造・生産工場を選定した理由 5 見積もり書 6 その他、必要と思われる事項</p>	
<b>25 施工箇所が点在する工事の間接費の積算</b>				
(1) 施工箇所が点在する工事積算方法の試行の対象工事	○ある ●ない	<p>本工事は、施工箇所が点在する工事であり、共通仮設費及び現場管理費について標準積算と施工実態に乖離が考えられるため、「○○地区(施工箇所○○、○○)、△△地区(施工箇所○○)、□□地区(施工箇所○○)」(以下、対象地区という)ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事積算方法の試行」の対象工事である。</p>	<p>本工事における共通仮設費の金額は、対象地区毎に算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、対象地区毎に算出した現場管理費を合計した金額とする。なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正(大都市、施工地域等)については、対象地区毎に設定する。</p>	
<b>26 その他</b>				
(1) 土砂等建設資材を供給元で引取する場合の積算の取扱	○ある ●ない	<p>・本工事の施工において、調達(購入)する予定の○○の設計単価は、現場持込価格(単価)としている。ただし、契約後、施工計画に基づき、○○の調達条件について異なる場合は、監督職員と協議すること。 ・資材搬入において、標準作業以外の作業(現場外の仮置き等)が生じる場合は、監督職員と協議すること。</p>		
(2) 東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について	○ある ●ない	<p>間接工事費(共通仮設費及び現場管理費)について、工事量の増大による資材やダンプトラック等の不足による作業効率の低下等により現場の実支出が増大し、積算基準による積算と乖離が生じていることが確認されたため、積算基準書等により各工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率及び現場管理費率に、それぞれ以下の補正係数を乗じている。</p> <p>補正係数 共通仮設費:1.3 現場管理費:1.1</p>		



## 特記事項

1 追加事項1			
(1) 追加 刈草の処理方法について	処理する場所には、湿潤状態ではなく、乾燥状態にして運搬すること	ストック等により、乾燥させる	
(2) 追加 碎石飛散防止について	民家・道路沿いの除草作業実施の際は、碎石等飛散防止対策を行なうこと		
(3) 追加 処理費について	処理費の増額は認めない		
(4) 追加 作業期間について	年2回の除草作業は、前期5月～7月、後期9月～10月の期間で行う事		
(5) 追加 施工体制について	業務効率を上げるため、2班体制以上で実施すること		
(6) 追加 打合せ協議について	双方で、業務内容を確認するため、契約後、前期作業の前及び後期作業の前に実施すること その他、必要に応じて実施すること		
(7) 追加 業務計画書の提出について	工程計画、安全管理(碎石等飛散防止や第三者への配慮など)、作業員への教育、緊急連絡体制などの内容について、契約後すみやかに発注者に提出すること		
(8) 追加 交通安全について	道路除草については、車両通行や歩行者安全確保のため、交通誘導員を1日当たり1名配置を検討している。 なお、交通誘導員の人数は、標準作業量より日数を算定している。		
(9) 追加 薬剤散布回数について	桜への薬剤散布回数は年2回とする		
(10) 追加 薬剤散布前確認について	散布前に、発注者へ製品安全データシートを提出し、確認を受けること また、農薬管理指導士の認定を受けた者が指導を行うこと		
(11) 追加 設計額の調整について	本業務は道路維持工事及び公園工事として間接業務費(共通仮設費・現場管理費・一般管理費)を計上しているが、業務内容を考慮し業務価格へ調整係数【0.7】を乗じた金額を設計額としている。		

令和6年度

(町道除草)

数量計算書

七ヶ浜町

## 町道除草業務 数量総括表

### 町道・町道法面除草

番号	除草場所	機械除草(m <sup>2</sup> )	抜根除草(m <sup>2</sup> )	寄植剪定(m <sup>2</sup> )	桜防除(本)
I	町道除草	50,762	-	200	-
A)	七ヶ浜縦断線など	186	588	1,176	450
B)	パシフィックライン	-	35	-	8
C)	亦楽小学校前緑地	1,080	128	257	-
II	町道法面除草	33,446	-	-	6
	合計	85,474	751	1,633	464
	<b>設計数量</b>	<b>85,400</b>	<b>750</b>	<b>1,630</b>	<b>464</b>

機械除草処理換算 ※  $0.86\text{kg}/\text{m}^2 \times 85,400 \text{ m}^2 \div = 73,400 \text{ kg}$

抜根除草処理換算 ※  $1.35\text{kg}/\text{m}^2 \times 750 \text{ m}^2 \div = 1,000 \text{ kg}$

寄植剪定処理換算 ※  $1.01\text{kg}/\text{m}^2 \times 1,630 \text{ m}^2 \div = 1,600 \text{ kg}$

処理換算合計数量 76,000 kg

※ 建設省仙台工事事務所業務報告書参照

## 町道除草業務 数量計算書①

## I 町道除草（機械除草）

番号	名称	延長 (m)	刈幅 (m)	片側or両側	除草面積 (m <sup>2</sup> )	年回数
①	七ヶ浜縦断線	1,500	1.0	2	3,000	2
②	七ヶ浜横断線	1,950	1.0	2	3,900	2
②'	七ヶ浜横断線	287	1.0	1	287	2
③	君ヶ岡線	1,470	1.0	2	2,940	2
③'	君ヶ岡線	80	3.0~0	1	120	2
④	小田小友線	860	1.0	2	1,720	2
⑤	浜辺線	540	1.0	2	1,080	2
⑥	小田線	180	1.0	2	360	2
⑦	要害1号線	170	1.0	2	340	2
⑧	笠岩線	540	1.0	2	1,080	2
⑨	野山上納線	300	3.0	1	900	2
	野山上納線	600	0.5	1	300	2
⑩	松ヶ浜謡線	250	1.0	2	500	2
⑪	東君ヶ岡線	560	1.0	2	1,120	2
⑫	遠山線	32	2.2	1	70	2
⑬	西浦田線	350	1.0	2	700	2
⑭	代ヶ崎浜細田線	740	1.0	2	1,480	2
⑮	高山2号線	1,029	1.0	2	2,058	2
⑯	久保線	700	0.5	2	700	2
⑰	県道塩釜七ヶ浜多賀城線	47	4.0	1	188	1
	県道塩釜七ヶ浜多賀城線	7	4.0	1	28	1
⑱	笹山線(両側)	531	1.0	2	1,062	2
	笹山線(片側)	216	1.0	1	216	2
⑲	笹山団地支線 1号線	201	1.0	2	402	2
⑳	笹山団地支線 2号線	124	1.0	2	248	2
㉑	吉田浜線	100	0.3	2	60	2
㉒	葦ヶ森2号線	130	0.5	2	130	2
㉓	菖蒲田海岸線	500	1.0	1	500	2
	合計				25,489	m <sup>2</sup>
	年間除草作業数量 (年1回分+年2回分)				50,762	m <sup>2</sup>

## 町道除草業務 数量計算書②

### 町道除草-① 吉田浜線 寄植剪定(年1回)

① 寄植剪定 年1回 中木 別紙図面

$$80 \times 2 + 80 \times 0.5 = 200 \text{ m}^2$$

### A) 七ヶ浜縦断線等 機械除草(年2回)、抜根除草(年1回)、寄植剪定(年1回)、桜防除(年2回)

#### 町道 I-A) 七ヶ浜縦断線

① 機械除草 年2回 別紙図面・プランメーターにより計測

$$C \quad 2 \times 28 = 56 \text{ m}^2$$

$$D \quad 2 \times 11 + 10 + 10 + 13 + 35 \\ 15 + 20 + 5 = 130 \text{ m}^2$$

$$\text{合計} = 186 \text{ m}^2$$

② 抜根除草 年1回 別紙図面・プランメーターにより計測 面積の1/3を計上

$$A \quad 1611 \div 3 = 537 \text{ m}^2$$

$$B \quad 153 \div 3 = 51 \text{ m}^2$$

$$\text{合計} = 588 \text{ m}^2$$

③ 寄植剪定 年1回 低木 別紙図面・プランメーターにより計測 面積の2/3を計上

$$A \quad 2 \times 40 + 45 + 8 + 200 + 433 \\ 5 + 350 + 460 + 30 = 1611 \times 2/3 = 1,074 \text{ m}^2$$

$$B \quad 2 \times 16 + 20 + 17 + 17 + 20 \\ 25 + 22 = 153 \times 2/3 = 102 \text{ m}^2$$

$$\text{合計} = 1,176 \text{ m}^2$$

サクラ 高木(幹回り60cm未満)

対象本数

$$I-A) \text{ 七ヶ浜縦断線} \quad 225 \text{ 本} \times \text{年} \quad 2 \text{ 回} = 450 \text{ 本}$$

$$I-B) \text{ パシフィックライン} \quad 4 \text{ 本} \times \text{年} \quad 2 \text{ 回} = 8 \text{ 本}$$

$$II \text{ 遠山三丁目法面} \quad 3 \text{ 本} \times \text{年} \quad 2 \text{ 回} = 6 \text{ 本}$$

$$\text{合計} \quad 464 \text{ 本}$$

### B) パシフィックライン 抜根除草(年1回)

#### 町道 I-B) パシフィックライン

ILB歩道部 年1回 別紙図面・プランメーターにより計測

$$14 + 5 + 5 + 5 + 4 + 2 = 35 \text{ m}^2$$

### C) 亦楽小前緑地帯 機械除草(年2回)、抜根除草(年1回)、寄植剪定(年1回)

#### 町道 I-C) 亦楽小前緑地帯

① 機械除草 年2回 別紙図面・プランメーターにより計測

$$650 + 390 + 40 = 1,080 \text{ m}^2$$

② 抜根除草 年1回 別紙図面・プランメーターにより計測 面積の1/3を計上

$$385 \div 3 = 128 \text{ m}^2$$

③ 寄植剪定 年1回 低木 別紙図面・プランメーターにより計測 面積の2/3を計上

$$45 + 30 + 80 + 40 + 20 + 10 \\ 15 + 110 + 35 = 385 \times 2/3 = 257 \text{ m}^2$$

## 町道除草業務 数量計算書③

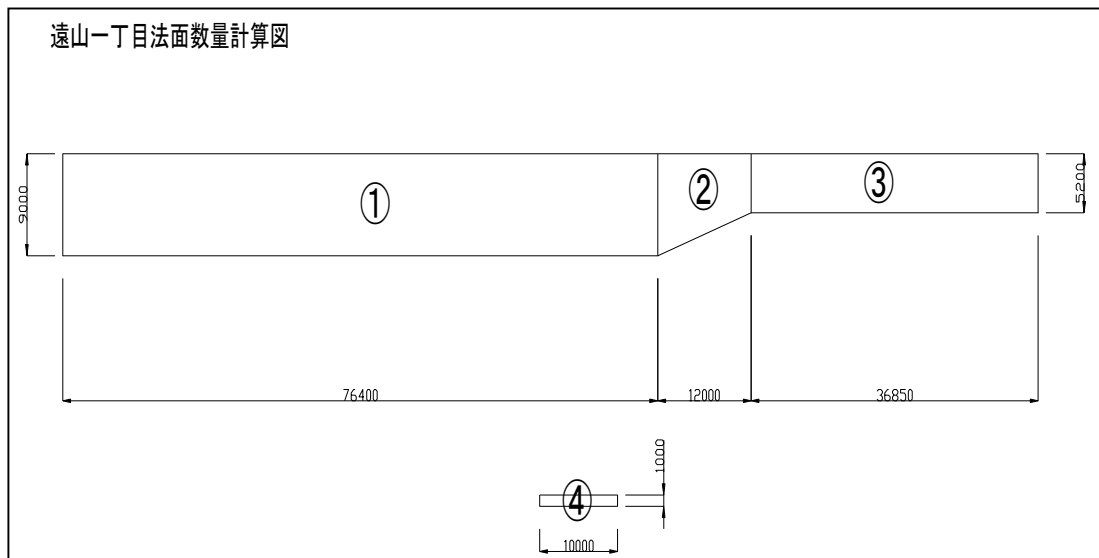
## II 町道法面除草

番号	名称		除草面積 (㎡)	年回数
①	遠山一丁目法面	別紙計算書のとおり	971	2
①'	遠山一丁目法面	別図面のとおり	37	2
②	遠山三丁目法面	別紙計算書のとおり	865	2
③	遠山五丁目法面	別紙計算書のとおり	389	2
④	東宮浜緑地帯	別紙計算書のとおり	991	2
⑤	松ヶ浜漁港前法面	別紙計算書のとおり	333	2
⑥	吉田浜野山法面	別図面のとおり	510	2
⑦	要害3号線法面	別図面のとおり	300	2
⑧	七ヶ浜縦断線法面	別図面のとおり	10,205	2
⑨	松ヶ浜西原	別図面のとおり	265	2
⑩	君ヶ岡線法面	別図面のとおり	148	2
⑪	笹山線法面	別図面のとおり	584	2
⑬	境山一丁目法面	別図面のとおり	282	2
⑭	境山一丁目法面	別図面のとおり	23	2
⑮	要害5号線法面	別図面のとおり	60	2
⑯	要害6号線法面	別図面のとおり	144	2

番号	名称	延長 (m)	刈幅 (m)	片側or両側	除草面積 (㎡)	年回数
⑫	湊松ヶ浜海岸線法面	597	1.0	1	597	2
					19	2

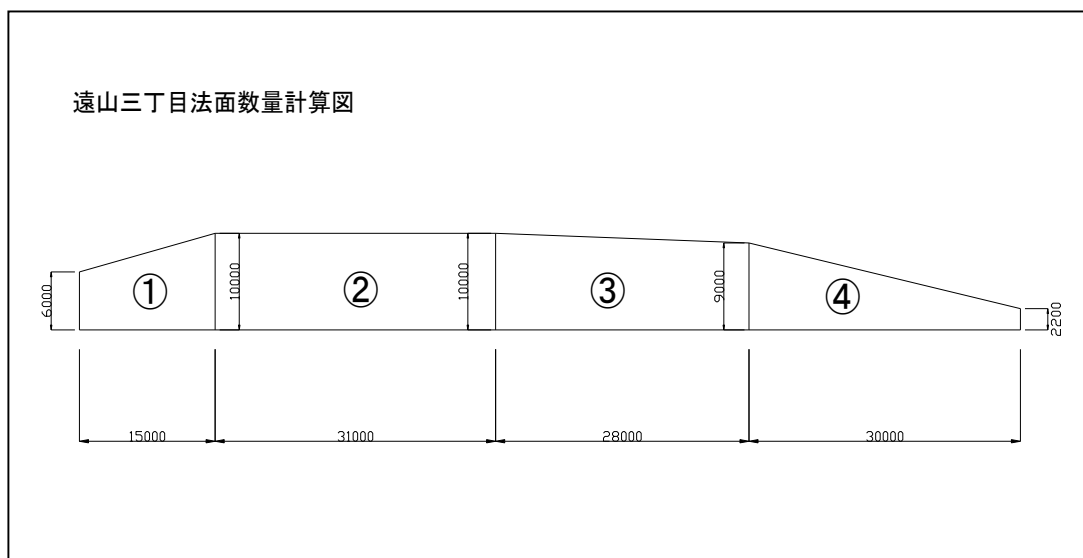
	合計				16,723	㎡
	年間除草作業数量				33,446	㎡

## II 町道法-① 遠山一丁目法面 数量計算書



①	9.0	×	76.4	=	687.6	m <sup>2</sup>
②	(( 9.0 + 5.2 ) ÷ 2.0)	×	12.0	=	85.2	m <sup>2</sup>
③	5.2	×	36.9	=	191.9	m <sup>2</sup>
④	-4.0 + 10.0	×	1.0	=	6.0	m <sup>2</sup>
合計					970.7	m <sup>2</sup>
					971.0	m <sup>2</sup>

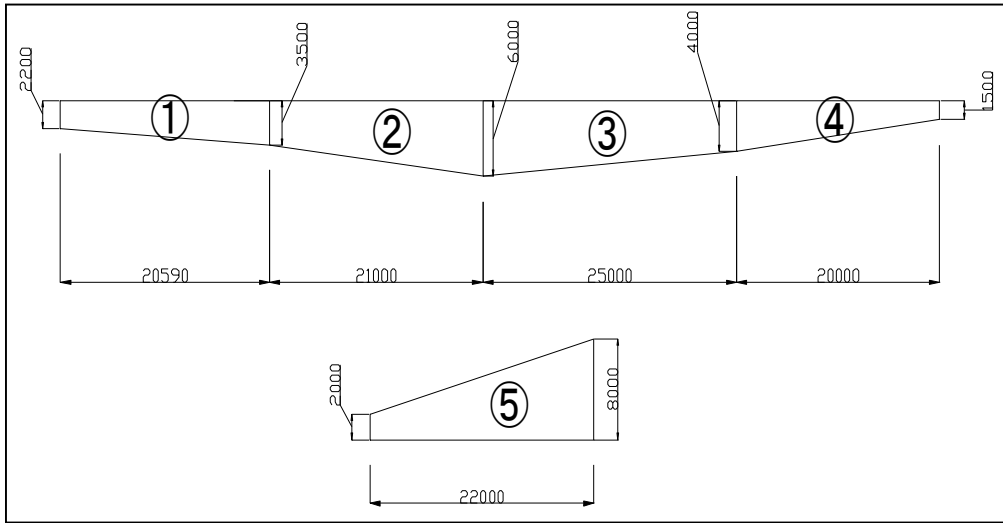
## II 町道法-② 遠山三丁目法面 数量計算書



①	(( 6.0 + 10.0 ) ÷ 2.0)	×	15.0	=	120.0	m <sup>2</sup>
②	10.0	×	31.0	=	310.0	m <sup>2</sup>
③	(( 10.0 + 9.0 ) ÷ 2.0)	×	28.0	=	266.0	m <sup>2</sup>
④	(( 9.0 + 2.2 ) ÷ 2.0)	×	30.0	=	168.0	m <sup>2</sup>
⑤	1.0	×	1.0	=	1.0	m <sup>2</sup>
合計					865.0	m <sup>2</sup>

(⑤はコンクリート法枠内の梅の根本)

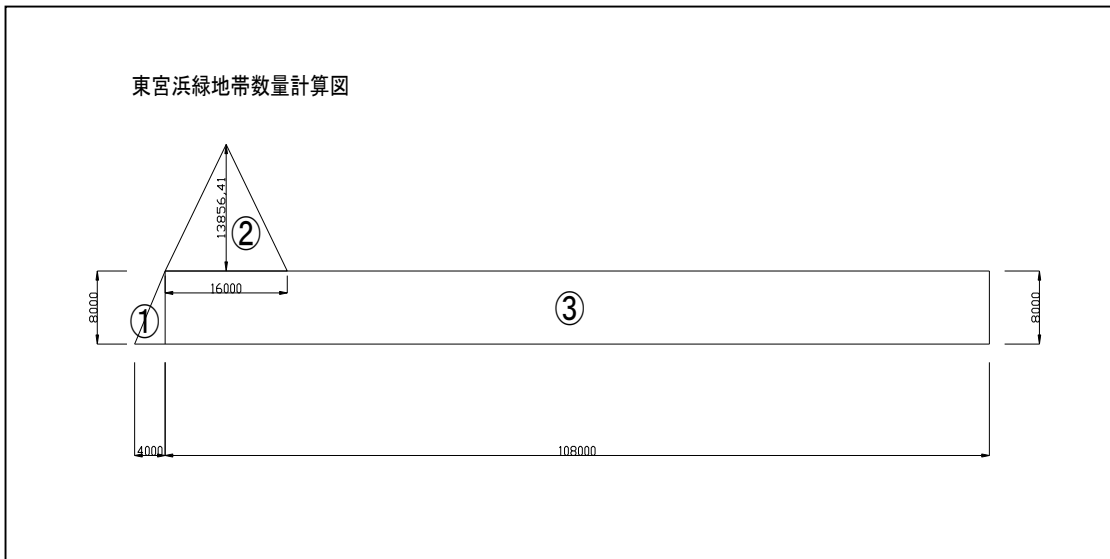
II 町道法-③ 遠山五丁目法面 数量計算書



①	((	2.2	+	3.5	) ÷	2.0	) ×	20.6	=	58.7	m <sup>2</sup>
②	((	3.5	+	6.0	) ÷	2.0	) ×	21.0	=	99.8	m <sup>2</sup>
③	((	6.0	+	4.0	) ÷	2.0	) ×	25.0	=	125.0	m <sup>2</sup>
④	((	4.0	+	1.5	) ÷	2.0	) ×	20.0	=	55.0	m <sup>2</sup>
⑤	((	8.0	+	2.0	) ÷	2.0	) ×	22.0	=	110.0	m <sup>2</sup>
							合計			448.5	m <sup>2</sup>

= 449 - 60.0 = 389.0 m<sup>2</sup> ※モルタル分控除

II 町道法-④ 東宮浜緑地帯 数量計算書

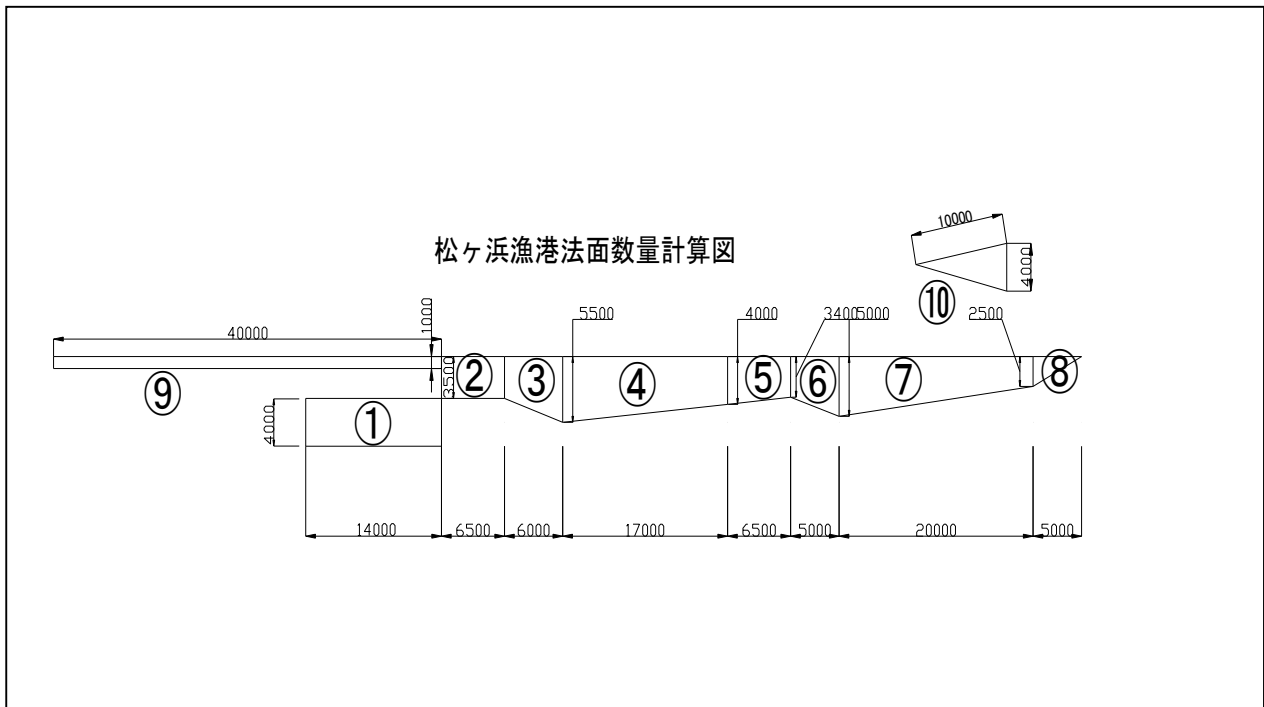


①	(	4.0	×	8.0	) ÷	2.0	=	16.0	m <sup>2</sup>
②	(	13.9	×	16.0	) ÷	2.0	=	111.2	m <sup>2</sup>
③		108.0	×	8.0			=	864.0	m <sup>2</sup>

合計 991.2 m<sup>2</sup>  
991.0 m<sup>2</sup>



## Ⅱ 町道法-⑤ 松ヶ浜漁港前法面 数量計算書



①	4.0	×	14.0	=	56.0 m <sup>2</sup>
②	3.5	×	6.5	=	22.8 m <sup>2</sup>
③	(( 3.5 + 5.5 ) ÷ 2.0 )	×	6.0	=	27.0 m <sup>2</sup>
④	(( 5.5 + 4.0 ) ÷ 2.0 )	×	17.0	=	80.8 m <sup>2</sup>
⑤	(( 4.0 + 3.4 ) ÷ 2.0 )	×	6.5	=	24.1 m <sup>2</sup>
⑥	(( 3.4 + 5.0 ) ÷ 2.0 )	×	5.0	=	21.0 m <sup>2</sup>
⑦	(( 5.0 + 2.5 ) ÷ 2.0 )	×	20.0	=	75.0 m <sup>2</sup>
⑧	2.5 × 5.0 ÷ 2.0			=	6.3 m <sup>2</sup>
⑨	40.0 × 1.0			=	40.0 m <sup>2</sup>
⑩	( 4.0 × 10.0 ) ÷ 2.0			=	20.0 m <sup>2</sup>

合計 373.0 m<sup>2</sup>

= 373.0 - ( (モルタル分) 20 × 2.0 ) = 333.0 m<sup>2</sup>

## II 町道法-⑧ 七ヶ浜縦断線法面 数量計算書

①	30 m <sup>2</sup>	⑪	1,040 m <sup>2</sup>	⑳	250 m <sup>2</sup>
②	90 m <sup>2</sup>	⑫	300 m <sup>2</sup>	㉑	25 m <sup>2</sup>
③	140 m <sup>2</sup>	⑬	100 m <sup>2</sup>	㉒	75 m <sup>2</sup>
④	60 m <sup>2</sup>	⑭	140 m <sup>2</sup>	㉓	120 m <sup>2</sup>
⑤	130 m <sup>2</sup>	⑮	420 m <sup>2</sup>	㉔	40 m <sup>2</sup>
⑥	80 m <sup>2</sup>	⑯	1,940 m <sup>2</sup>	㉕	110 m <sup>2</sup>
⑦	370 m <sup>2</sup>	㉀	600 m <sup>2</sup>	㉖	15 m <sup>2</sup>
⑧	540 m <sup>2</sup>	㉁	1,040 m <sup>2</sup>	㉗	110 m <sup>2</sup>
⑨	860 m <sup>2</sup>	㉂	160 m <sup>2</sup>	㉘	340 m <sup>2</sup>
⑩	620 m <sup>2</sup>	㉃	100 m <sup>2</sup>	㉙	360 m <sup>2</sup>

合計 = 10,205 m<sup>2</sup>

令和6年度

町道及び法面除草業務委託

(法面除草)

数量計算書

七ヶ浜町

法面除草 数量総括表

法 面 除 草

番号	除草場所	人力除草(m <sup>2</sup> )	機械除草(m <sup>2</sup> )	寄植剪定(m <sup>2</sup> )	高木剪定(本) 常緑針葉樹	高木剪定(本) 落葉広葉樹
①-公園	汐見台北工区(公園)	704	6,082	302	-	-
①-法	汐見台北工区(法面)	-	40,676	-	-	-
①-寄植	汐見台北工区(寄植剪定)	-	-	1,340	-	-
②	汐見台南工区(法面)	1,360	25,884	-	-	-
③	弥栄公園	-	3,700	-	-	-
④	遠山五丁目調整池	-	677	-	-	-
⑤	遠山一丁目水路	-	286	-	-	-
⑥	貞山苑	356	-	185	7	2
⑦	砂山苑	482	-	143	6	-
⑧	洞坂トンネル	-	698	151	-	-
⑨	花淵浜町営住宅法面	-	990	-	-	-
⑩	表浜防潮堤法面	-	4,276	-	-	-
	合計	2,902	83,269	2,121	13	2
	設計数量	(A) 2,900	(B) 83,200	(C) 2,100	(D) 13	(E) 2

集草・運搬 (除草面積総合計：A+B+C) 88,200 m<sup>2</sup>

人力除草処理換算※ 1.35kg/m<sup>2</sup> × (A) 2,900 m<sup>2</sup> ≒ (a) 3,900 kg

機械除草処理換算※ 0.86kg/m<sup>2</sup> × (B) 83,200 m<sup>2</sup> ≒ (b) 71,600 kg

寄植剪定処理換算※ 1.01kg/m<sup>2</sup> × (C) 2,100 m<sup>2</sup> ≒ (c) 2,100 kg

処理換算運搬合計数量 (a+b+c) (F) 77,600 kg

前年度実績により・・・設計値の50%× (F) 77,600 kg ≒ 38,800 kg

高木剪定処理換算 50kg/本 × (D) + (E) 750 kg

処理換算合計数量 39,550 kg

公園外への運搬 (1,000kg/台) 39550kg ÷ 1000kg/台 ≒ 40 台

※ 建設省仙台工事事務所業務報告書参照

法面除草 数量計算書

①一公園 汐見台北工区(公園)

単位: m<sup>2</sup>

	人力除草	年間数量	機械除草	年間数量	寄植剪定	年間数量
年2回					年1回	
1 展望公園	57	114	944	1,888	188	188
2 藤棚公園	35	70	255	510		
3 冒険公園	238	476	919	1,838		
4 うぐいす公園	22	44	923	1,846	114	114
合計	352	704	3,041	6,082	302	302

①一法 汐見台北工区(法面)

	人力除草	年間数量	機械除草	年間数量	寄植剪定	年間数量
年1回						
1) 三丁目法面			3,420	3,420		
年2回						
2) 一～七丁目法面			18,628	37,256		
合計			22,048	40,676		

①一寄植 汐見台北工区(寄植剪定)

	人力除草	年間数量	機械除草	年間数量	寄植剪定	年間数量
年2回					年1回	
1 マロニエ線					584	584
2 プラタナス線					270	270
3 汐見台三丁目16号線					486	486
合計					1,340	1,340

② 汐見台南工区(法面): 石等飛散防止対策をすること

	人力除草	年間数量	機械除草	年間数量	寄植剪定	年間数量
年2回						
1 南工区法面(1)			6,100	12,200		
2 南工区法面(年1回)			1,000	1,000		
3 南工区法面(2)	680	1,360	4,750	9,500		
4 南工区法面(年2回)			520	1,040		
5 南工区自然緑地			1,072	2,144		
合計	680	1,360	13,442	25,884		

法面除草 数量計算書

③ 弥栄公園

	人力除草	年間数量	機械除草	年間数量	寄植剪定	年間数量
年2回						
① 西側			1,687	3,374		
② 東側			163	326		
合計			1,850	3,700		

④ 遠山五丁目調整池

	人力除草	年間数量	機械除草	年間数量	寄植剪定	年間数量
年2回						
調整池周囲			103	206		
調整池中(年1回)			471	471		
合計			574	677		

⑤ 遠山一丁目水路

	人力除草	年間数量	機械除草	年間数量	寄植剪定	年間数量
年2回						
水路周囲			143	286		
合計			143	286		

⑥ 貞山苑

	人力除草	年間数量	機械除草	年間数量	寄植剪定	年間数量
年2回					年1回	
苑内	178	356			185	185
合計	178	356			185	185

高木剪定 年1回	常緑針葉樹	7本
	落葉広葉樹	2本

⑦ 砂山苑

	人力除草	年間数量	機械除草	年間数量	寄植剪定	年間数量
年2回					年1回	
苑内	241	482			143	143
合計	241	482			143	143

高木剪定 年1回	常緑針葉樹	6本
----------	-------	----

⑧ 洞坂トンネル

	人力除草	年間数量	機械除草	年間数量	寄植剪定	年間数量
年1回					年1回	
洞坂トンネル周辺			698	698	151	151
合計			698	698	151	151

法面除草 数量計算書

⑨ 花渚浜町営住宅法面

	人力除草	年間数量	機械除草	年間数量	寄植剪定	年間数量
年2回						
花 渚 浜 町 営 住 宅			495	990		
合 計			495	990		

⑩ 表浜防潮堤法面

	人力除草	年間数量	機械除草	年間数量	寄植剪定	年間数量
年2回						
表 浜 防 潮 堤			2,138	4,276		
合 計			2,138	4,276		

合計 ①～⑩の計

	人力除草	年間数量	機械除草	年間数量	寄植剪定	年間数量
合 計	1,451	2,902	44,429	83,269	2,121	2,121

高 木 剪 定 年1回	常緑針葉樹	13 本
	落葉広葉樹	2 本

## ①一公園 汐見台北工区(公園)

(単位:㎡)

①一公園 1 展望公園											
人力除草	37	+	20				=	57			
機械除草	657	+	268	+	19		=	944			
寄植剪定	7	+	20	+	37	+	25	+	99	=	188
①一公園 2 藤棚公園											
人力除草	14	+	21				=	35			
機械除草	255						=	255			
①一公園 3 冒険公園											
人力除草	7	+	88	+	11	+	25	+			
	76	+	31				=	238			
機械除草	710	+	209				=	919			
①一公園 4 うぐいす公園											
人力除草	2	+	9	+	11			22			
機械除草	409	+	136	+	15	+	363	=	923		
寄植剪定	15	+	15	+	84			=	114		

## ①一法 汐見台北工区(法面)

①一法 1)三丁目法面											
機械除草	3,420						=	3,420			
①一法 2)一～七丁目法面											
機械除草	3,045	+	1,346	+	453	+	1,171	+			
	6,525	+	1,068	+	2,013	+	699	+	2,308	=	18,628

## ①一寄植 汐見台北工区(寄植剪定)

①一寄植 1 マロニエ線									
寄植剪定	225	×	2.0	+	67	×	2.0	=	584
①一寄植 2 プラタナス線									
寄植剪定	135	×	2.0				=	270	
①一寄植 3 汐見台三丁目16号線									
寄植剪定	390	×	1.2	+	1.2	×	15	=	486

## ② 汐見台南工区(法面):石等飛散防止対策をすること

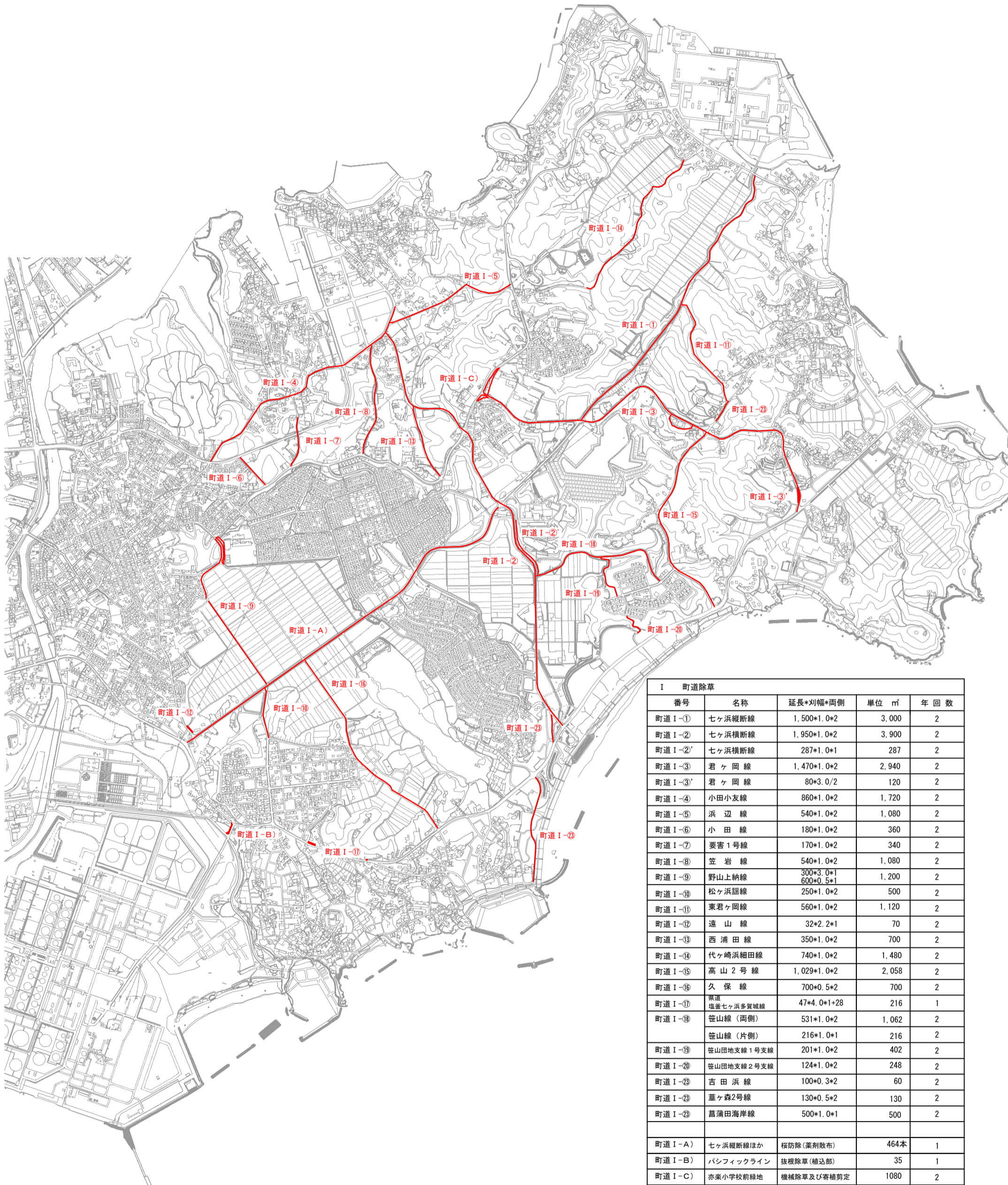
1 南工区法面(1)								
機械除草	6,100						=	6,100
2 南工区法面(年1回)								
機械除草	1,000						=	1,000
3 南工区法面(2)								
機械除草	2,750	+	2,000				=	4,750
人力除草	680						=	680
4 南工区法面(年2回)								
機械除草	520						=	520
5 南工区自然緑地								
機械除草	1,072						=	1,072

## ⑦ 花洲浜町営住宅法面

花洲浜町営住宅法面											
機械除草	15	+	40	+	70	+	330	+	40	=	495



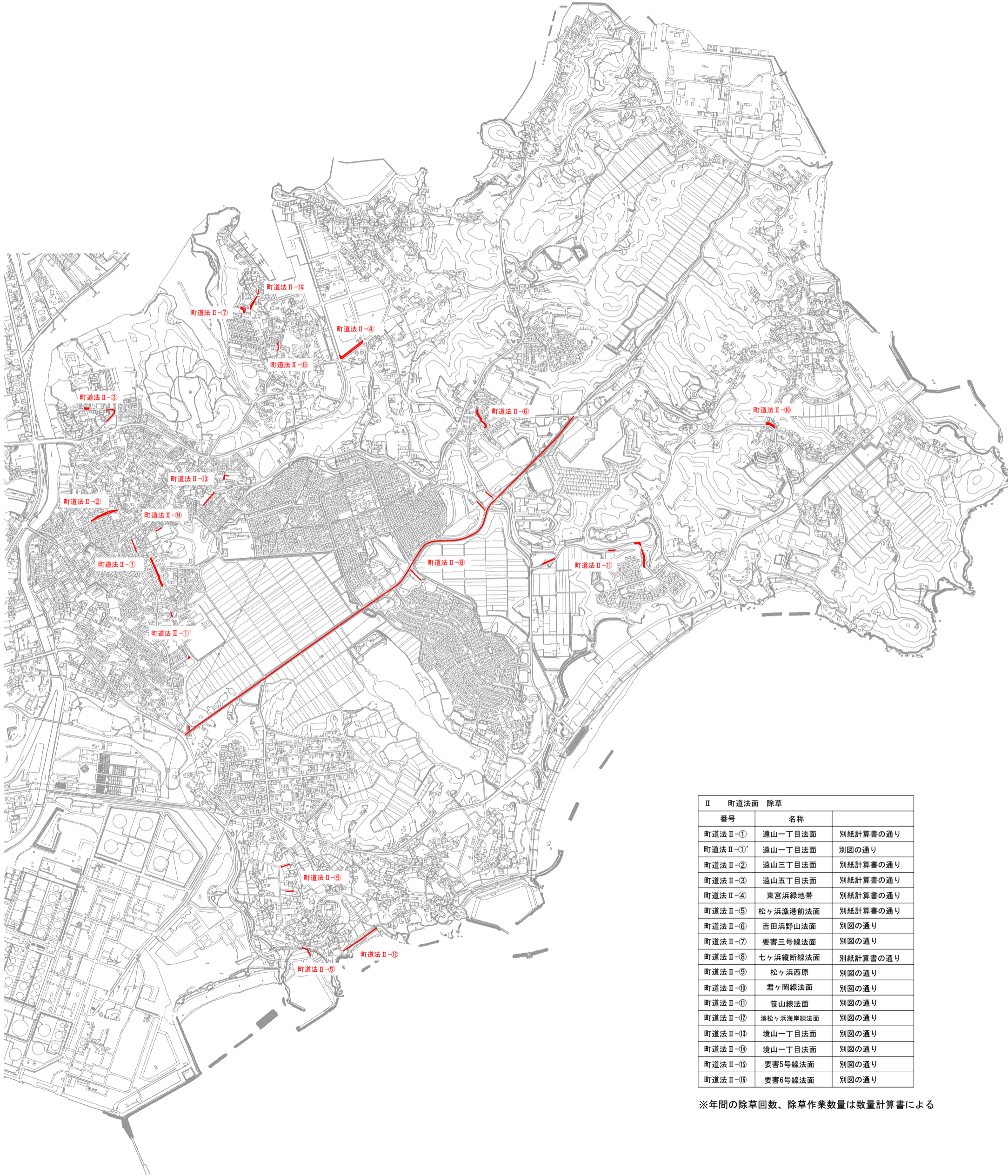
# I 町道除草 位置図



I 町道除草				
番号	名称	延長*刈幅*両側	単位 m	年回数
町道 I-1	七ヶ浜縦断線	1,500*1.0*2	3,000	2
町道 I-2	七ヶ浜横断線	1,950*1.0*2	3,900	2
町道 I-2'	七ヶ浜横断線	287*1.0*1	287	2
町道 I-3	君ヶ岡線	1,470*1.0*2	2,940	2
町道 I-3'	君ヶ岡線	80*3.0/2	120	2
町道 I-4	小田小友線	860*1.0*2	1,720	2
町道 I-5	浜辺線	540*1.0*2	1,080	2
町道 I-6	小田線	180*1.0*2	360	2
町道 I-7	要害1号線	170*1.0*2	340	2
町道 I-8	笠岩線	540*1.0*2	1,080	2
町道 I-9	野山上納線	300*3.0*1 600*0.5*1	1,200	2
町道 I-10	松ヶ浜謡線	250*1.0*2	500	2
町道 I-11	東君ヶ岡線	560*1.0*2	1,120	2
町道 I-12	遠山線	32*2.2*1	70	2
町道 I-13	西浦田線	350*1.0*2	700	2
町道 I-14	代ヶ崎浜細田線	740*1.0*2	1,480	2
町道 I-15	高山2号線	1,029*1.0*2	2,058	2
町道 I-16	久保線	700*0.5*2	700	2
町道 I-17	築道 塩釜七ヶ浜多賀城線	47*4.0*1+28	216	1
町道 I-18	笹山線 (両側)	531*1.0*2	1,062	2
	笹山線 (片側)	216*1.0*1	216	2
町道 I-19	笹山団地支線1号支線	201*1.0*2	402	2
町道 I-20	笹山団地支線2号支線	124*1.0*2	248	2
町道 I-23	吉田浜線	100*0.3*2	60	2
町道 I-23	葦ヶ森2号線	130*0.5*2	130	2
町道 I-23	菖蒲田海岸線	500*1.0*1	500	2
町道 I-A)	七ヶ浜縦断線ほか	桜防除(薬剤散布)	464本	1
町道 I-B)	パシフィックライン	抜根除草(補込部)	35	1
町道 I-C)	亦楽小学校前緑地	機械除草及び寄植剪定	1080	2

※ 年間の除草回数、除草作業数量は数量計算書による

## II 町道法面除草 位置図




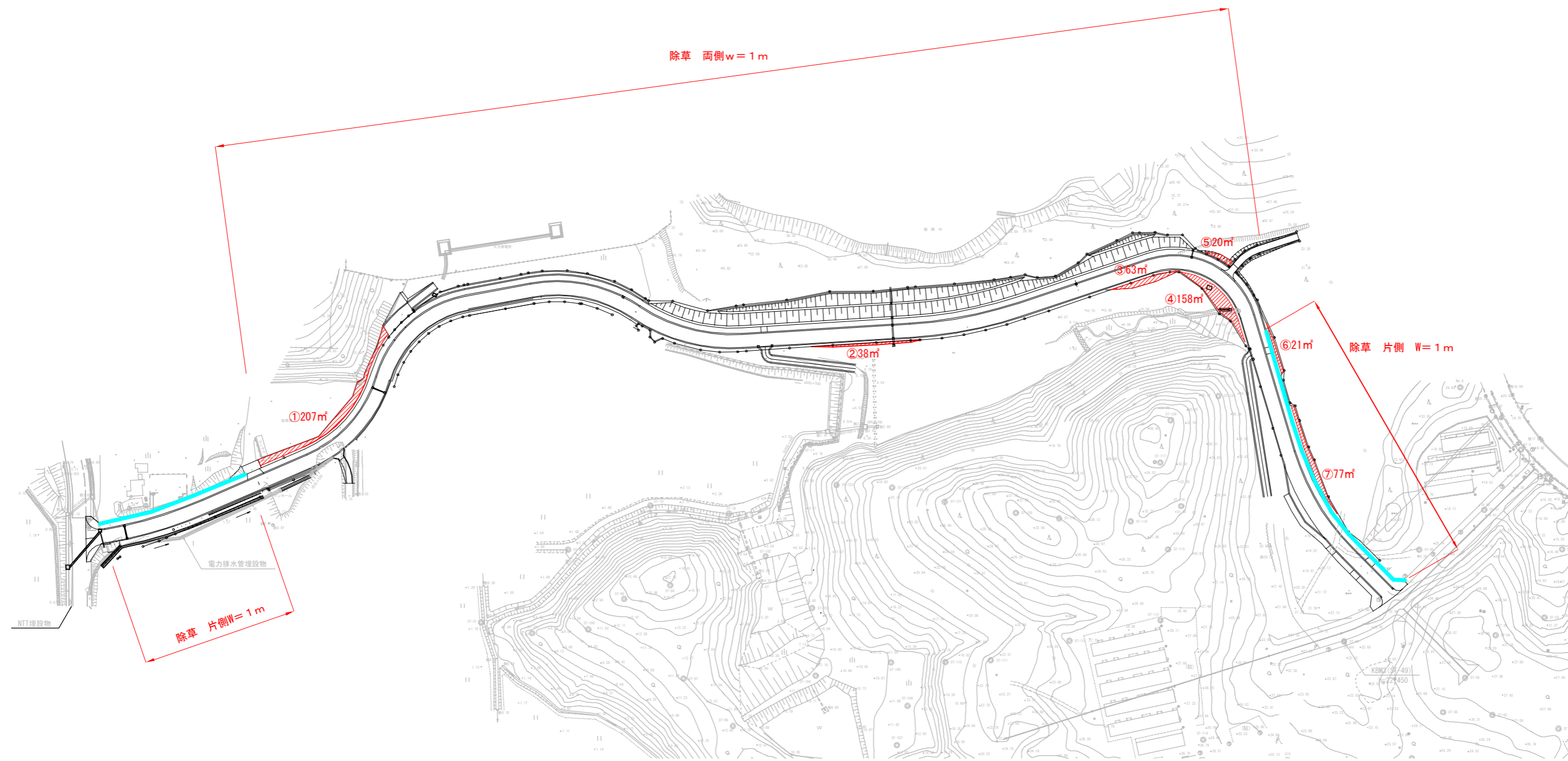
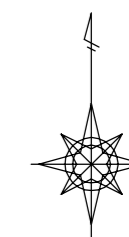
II 町道法面 除草		
番号	名称	
町道法 II-①	遠山一丁目法面	別紙計算書の通り
町道法 II-①'	遠山一丁目法面	別図の通り
町道法 II-②	遠山三丁目法面	別紙計算書の通り
町道法 II-③	遠山五丁目法面	別紙計算書の通り
町道法 II-④	東宮浜緑地帯	別紙計算書の通り
町道法 II-⑤	松ヶ浜漁港前法面	別紙計算書の通り
町道法 II-⑥	吉田浜野山法面	別図の通り
町道法 II-⑦	要害三号線法面	別図の通り
町道法 II-⑧	七ヶ浜縦断線法面	別紙計算書の通り
町道法 II-⑨	松ヶ浜西原	別図の通り
町道法 II-⑩	君ヶ岡線法面	別図の通り
町道法 II-⑪	笹山線法面	別図の通り
町道法 II-⑫	湊松ヶ浜海岸線法面	別図の通り
町道法 II-⑬	境山一丁目法面	別図の通り
町道法 II-⑭	境山一丁目法面	別図の通り
町道法 II-⑮	要害5号線法面	別図の通り
町道法 II-⑯	要害6号線法面	別図の通り

※年間の除草回数、除草作業数量は数量計算書による



町道 I-⑰ 県道塩釜七ヶ浜多賀城線

 機械除草(年1回)



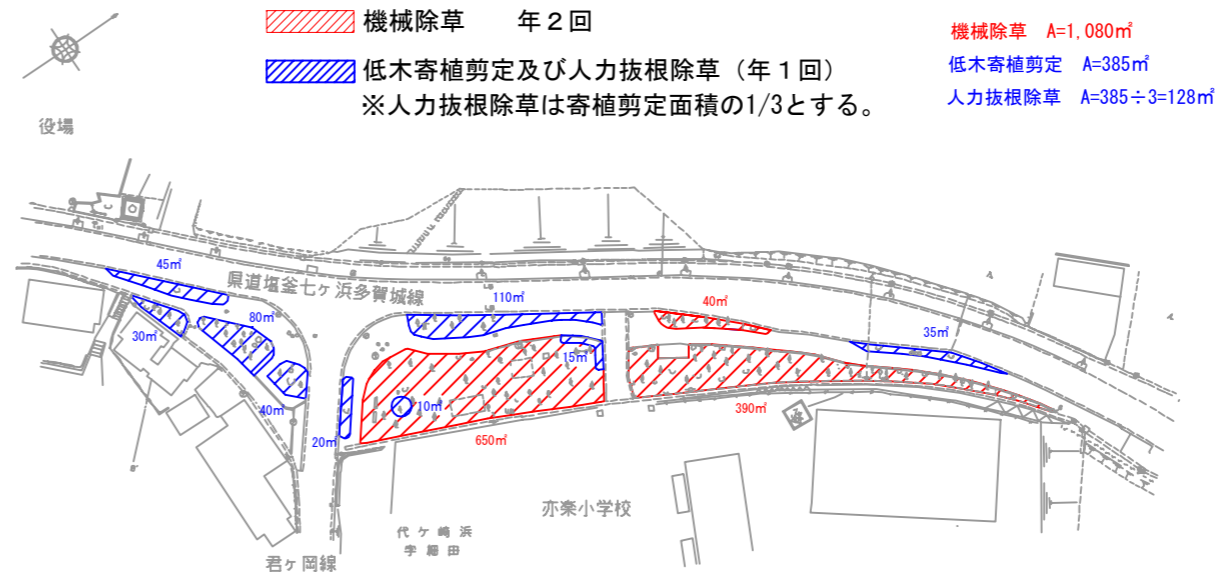
機械除草 年2回		
【凡 例】		
	除草 (片側 1m)	216m
	除草 (両側 1m)	531m
	除草 (法面)	584m <sup>2</sup>
		路線延長 747m

図面名	笹山線 (町道除草 I-⑩, 町道法面除草 II-⑪)	図番-除草04
-----	-----------------------------	---------

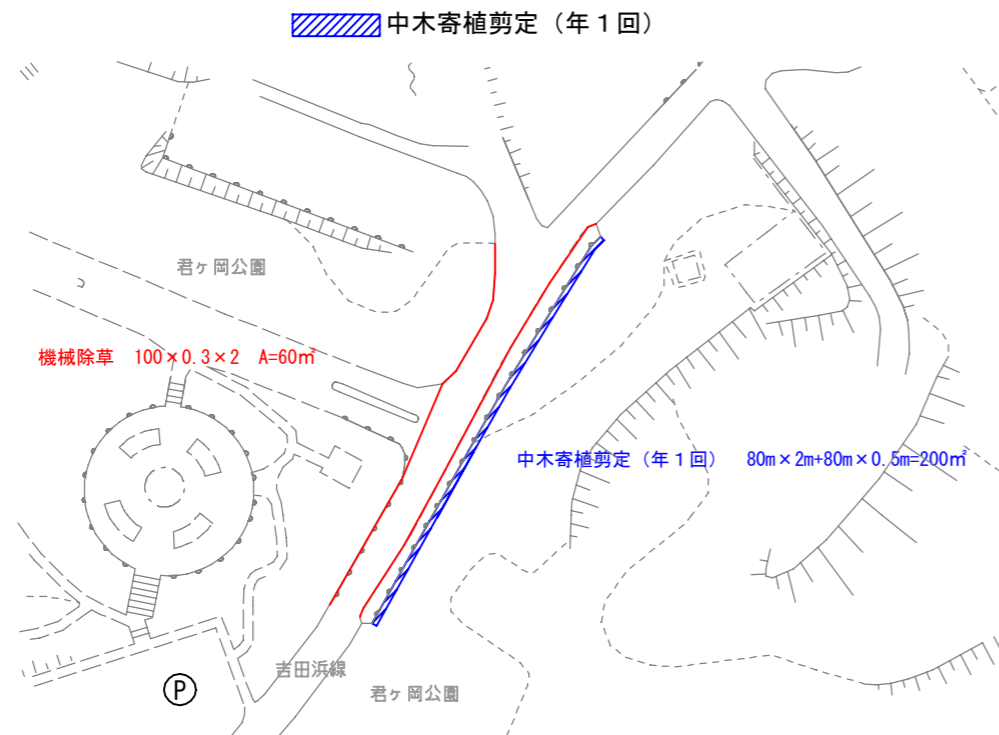
町道 I-B) パシフィックライン





町道 I-C) 亦楽小学校前緑地帯

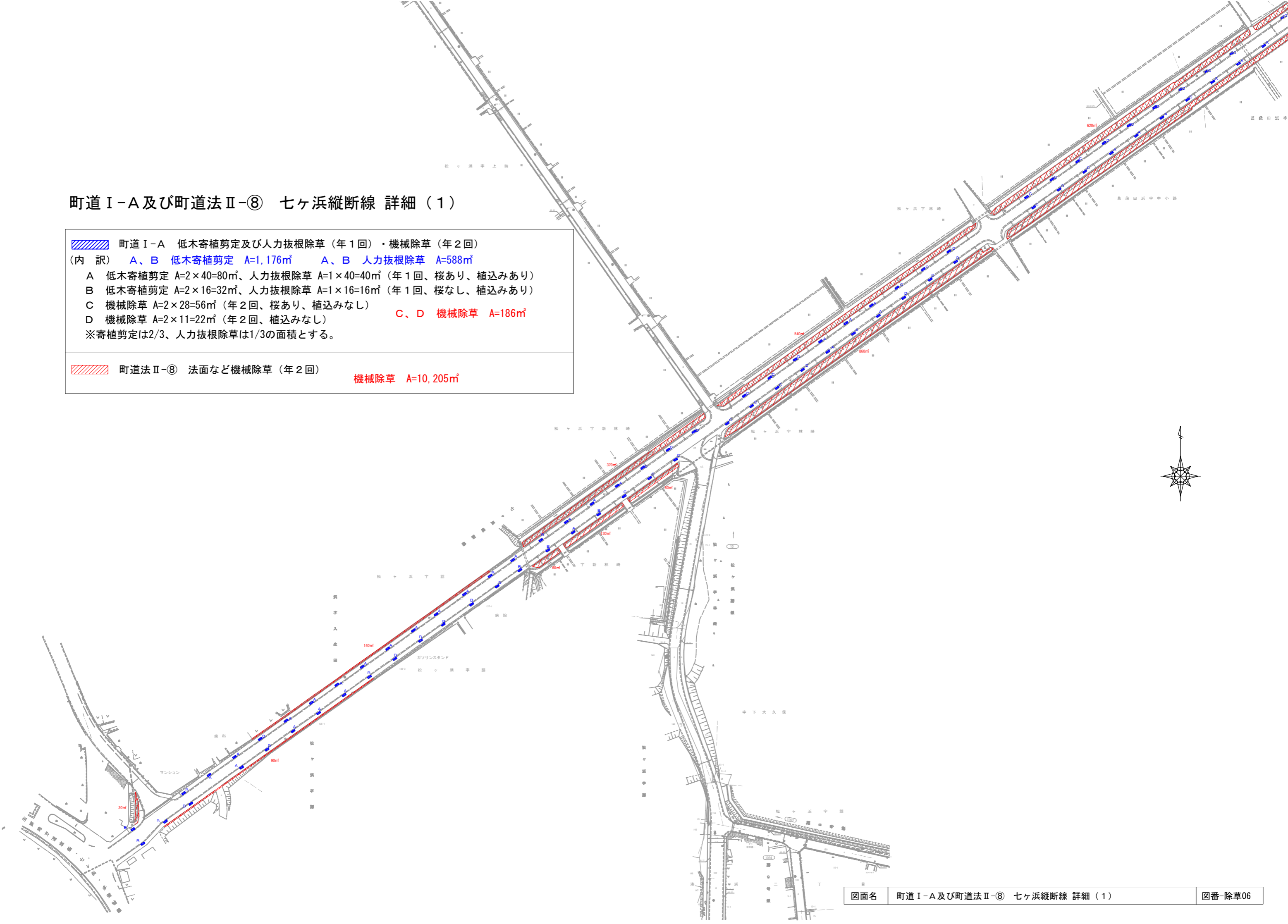


町道 I-㉑) 吉田浜線



# 町道 I-A 及び町道法 II-⑧ 七ヶ浜縦断線 詳細 (1)

	町道 I-A 低木寄植剪定及び人力抜根除草 (年1回)・機械除草 (年2回)
(内 訳)	A、B 低木寄植剪定 A=1,176㎡    A、B 人力抜根除草 A=588㎡
A	低木寄植剪定 A=2×40=80㎡、人力抜根除草 A=1×40=40㎡ (年1回、桜あり、植込みあり)
B	低木寄植剪定 A=2×16=32㎡、人力抜根除草 A=1×16=16㎡ (年1回、桜なし、植込みあり)
C	機械除草 A=2×28=56㎡ (年2回、桜あり、植込みなし)
D	機械除草 A=2×11=22㎡ (年2回、植込みなし)
	<b>C、D 機械除草 A=186㎡</b>
※寄植剪定は2/3、人力抜根除草は1/3の面積とする。	
	町道法 II-⑧ 法面など機械除草 (年2回)
	<b>機械除草 A=10,205㎡</b>

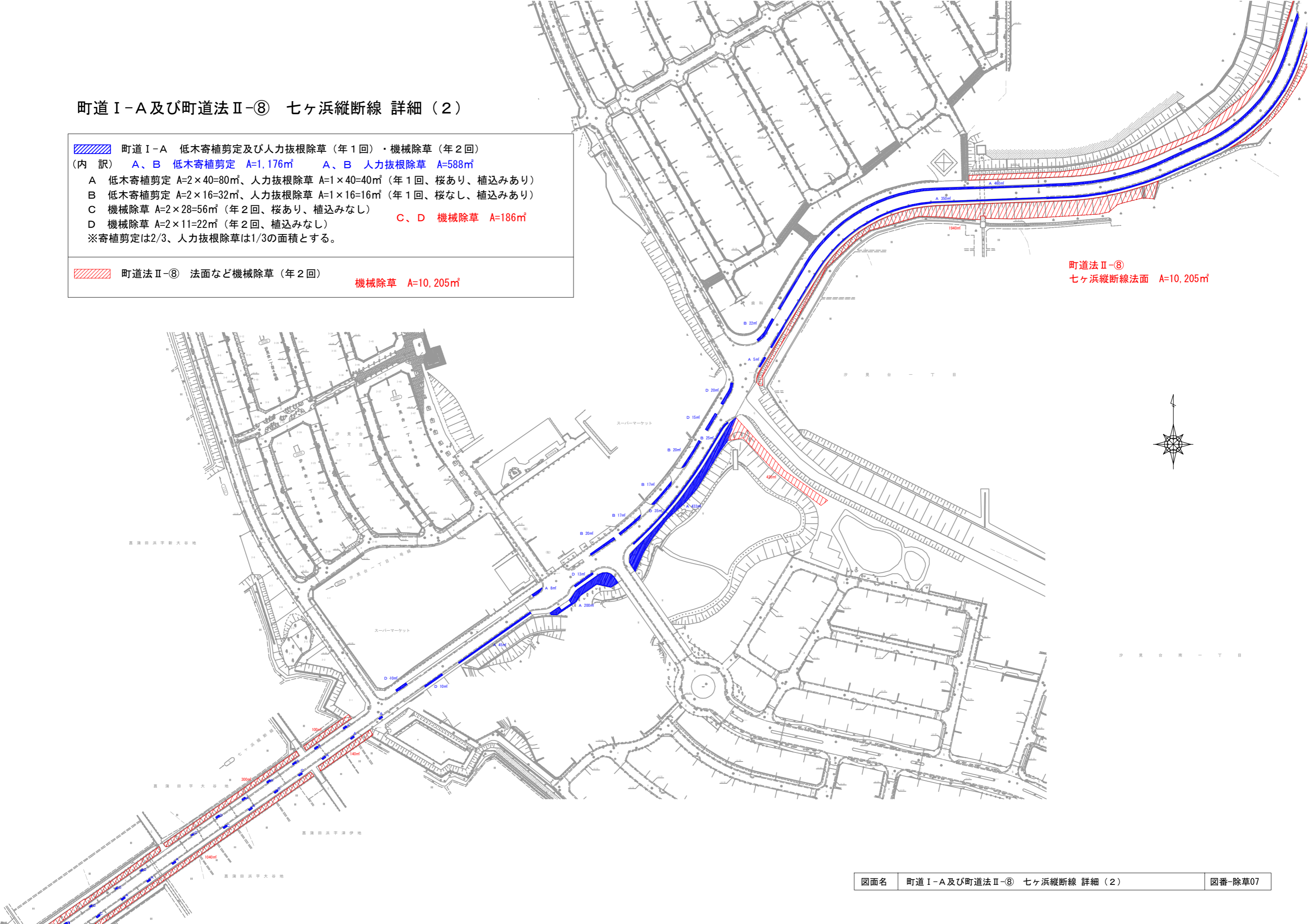


# 町道 I-A 及び町道法 II-⑧ 七ヶ浜縦断線 詳細 (2)



▨ 町道 I-A 低木寄植剪定及び人力抜根除草 (年 1 回) ・機械除草 (年 2 回)  
 (内 訳) ▨ A、B 低木寄植剪定 A=1,176㎡ ▨ A、B 人力抜根除草 A=588㎡  
 A 低木寄植剪定 A=2×40=80㎡、人力抜根除草 A=1×40=40㎡ (年 1 回、桜あり、植込みあり)  
 B 低木寄植剪定 A=2×16=32㎡、人力抜根除草 A=1×16=16㎡ (年 1 回、桜なし、植込みあり)  
 C 機械除草 A=2×28=56㎡ (年 2 回、桜あり、植込みなし) ▨ C、D 機械除草 A=186㎡  
 D 機械除草 A=2×11=22㎡ (年 2 回、植込みなし)  
 ※寄植剪定は2/3、人力抜根除草は1/3の面積とする。

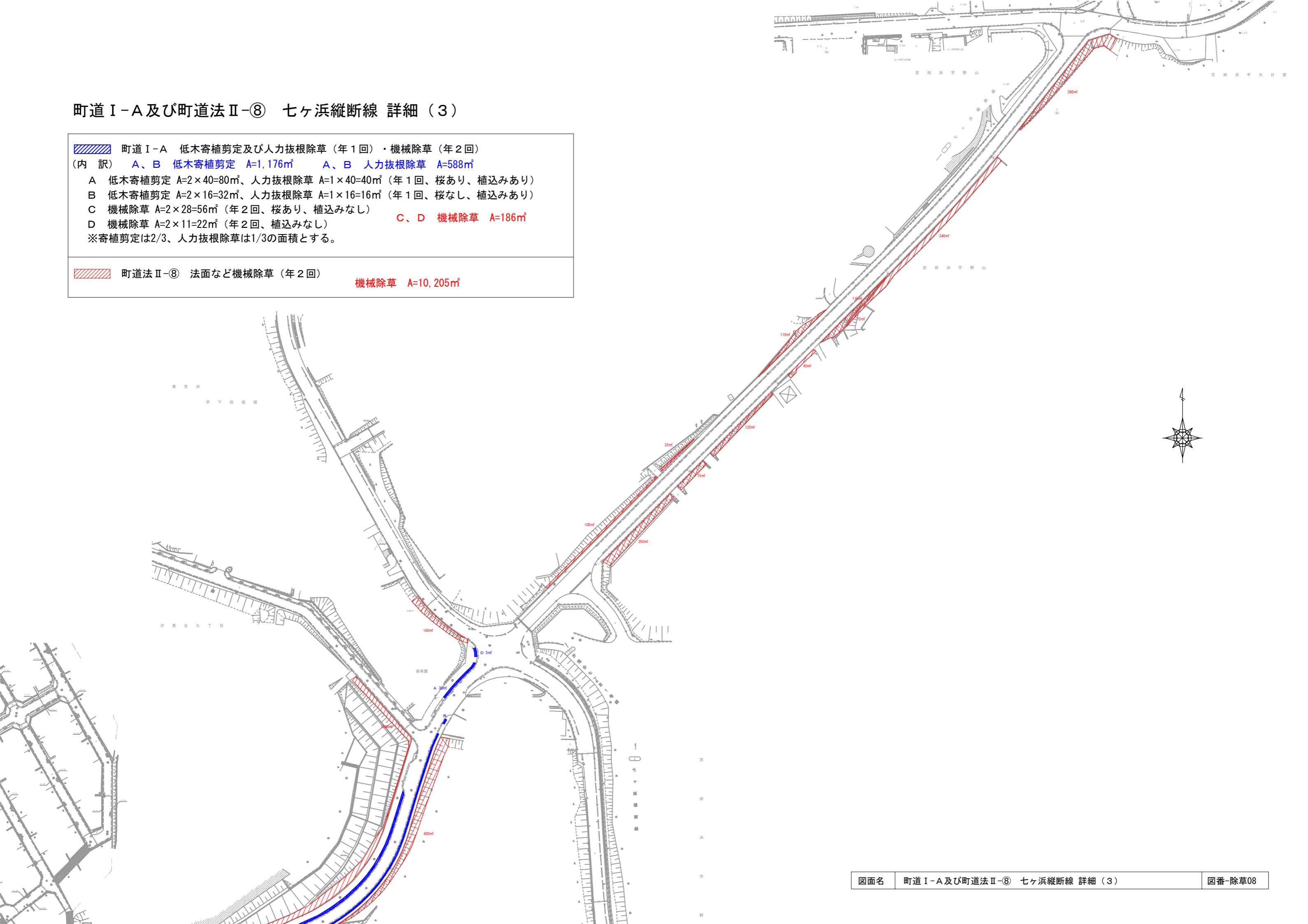
---

▨ 町道法 II-⑧ 法面など機械除草 (年 2 回) ▨ 機械除草 A=10,205㎡



### 町道 I-A 及び町道法 II-⑧ 七ヶ浜縦断線 詳細 (3)

	町道 I-A 低木寄植剪定及び人力抜根除草 (年 1 回) ・機械除草 (年 2 回)
(内 訳)	A、B 低木寄植剪定 A=1,176㎡    A、B 人力抜根除草 A=588㎡
A	低木寄植剪定 A=2×40=80㎡、人力抜根除草 A=1×40=40㎡ (年 1 回、桜あり、植込みあり)
B	低木寄植剪定 A=2×16=32㎡、人力抜根除草 A=1×16=16㎡ (年 1 回、桜なし、植込みあり)
C	機械除草 A=2×28=56㎡ (年 2 回、桜あり、植込みなし)
D	機械除草 A=2×11=22㎡ (年 2 回、植込みなし)
	※寄植剪定は2/3、人力抜根除草は1/3の面積とする。
	町道法 II-⑧ 法面など機械除草 (年 2 回)
	機械除草 A=10,205㎡

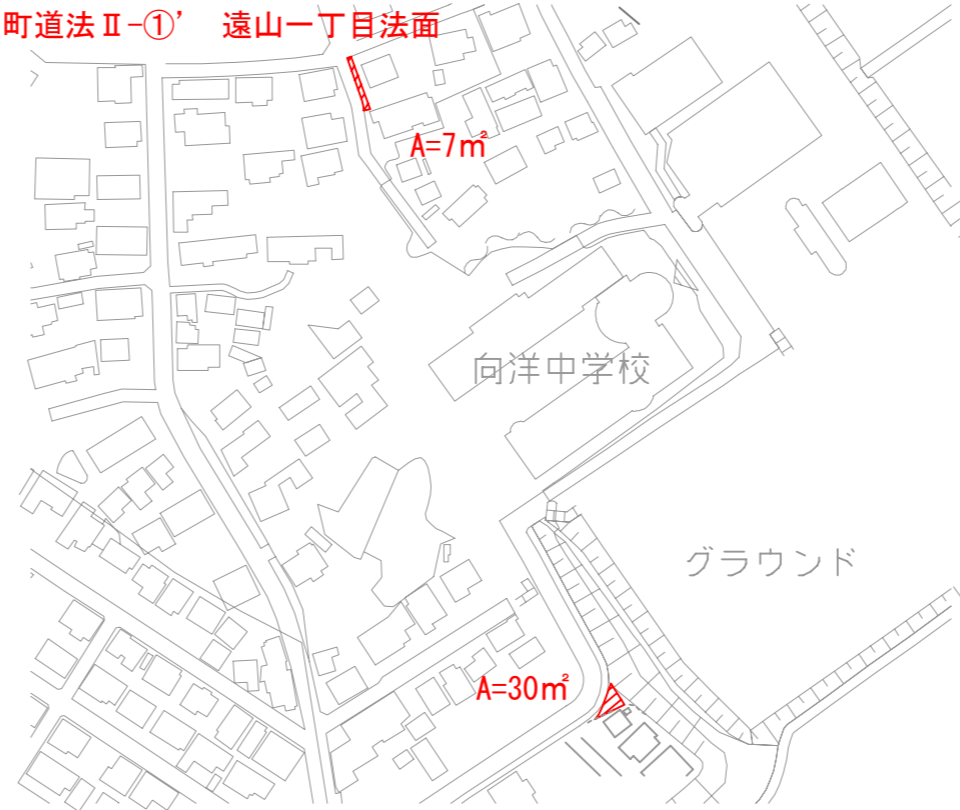




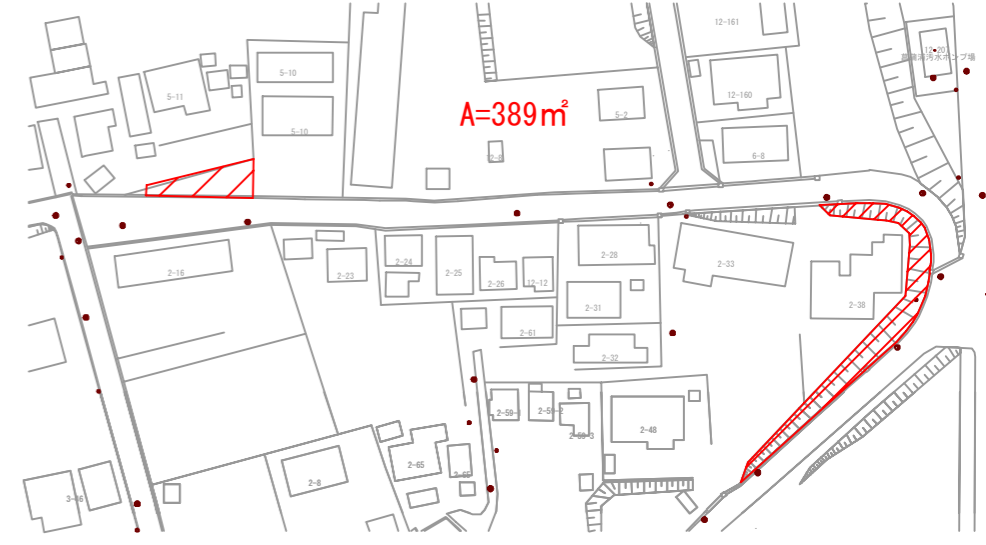
町道法Ⅱ-① 遠山一丁目法面



町道法Ⅱ-①' 遠山一丁目法面



町道法Ⅱ-③ 遠山五丁目法面



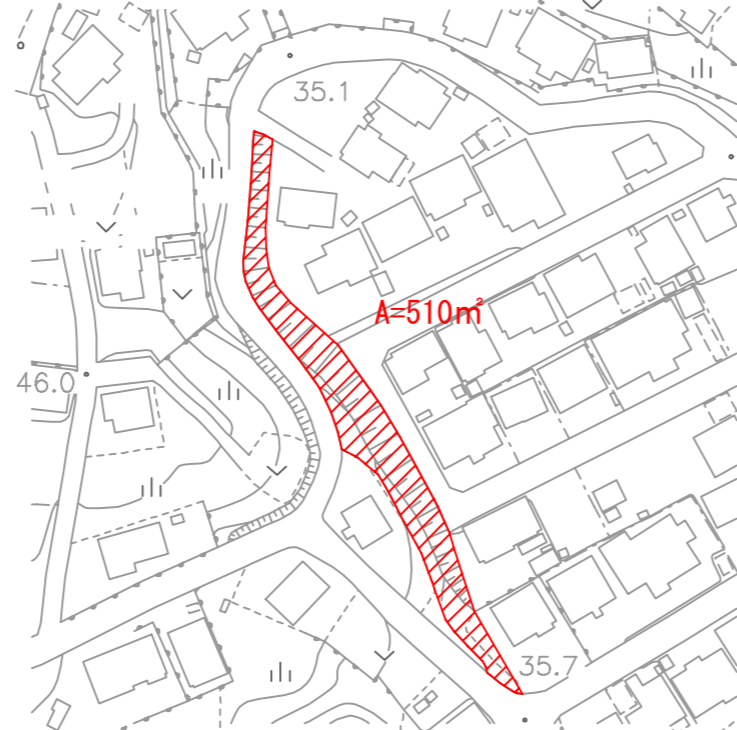
町道法Ⅱ-④ 東宮浜緑地帯



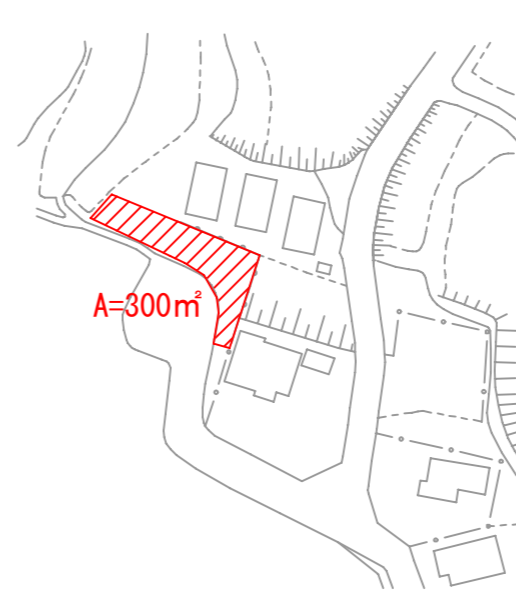
町道法Ⅱ-② 遠山三丁目法面



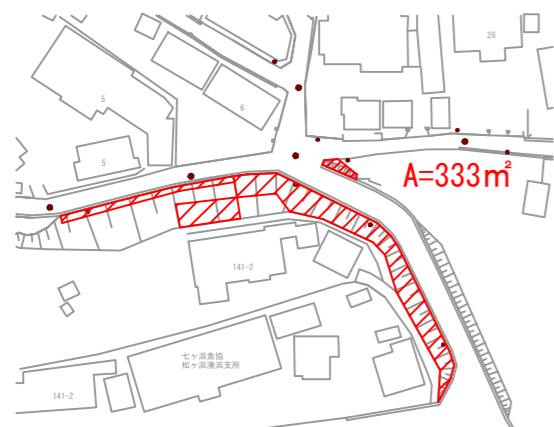
町道法Ⅱ-⑥ 吉田浜野山法面



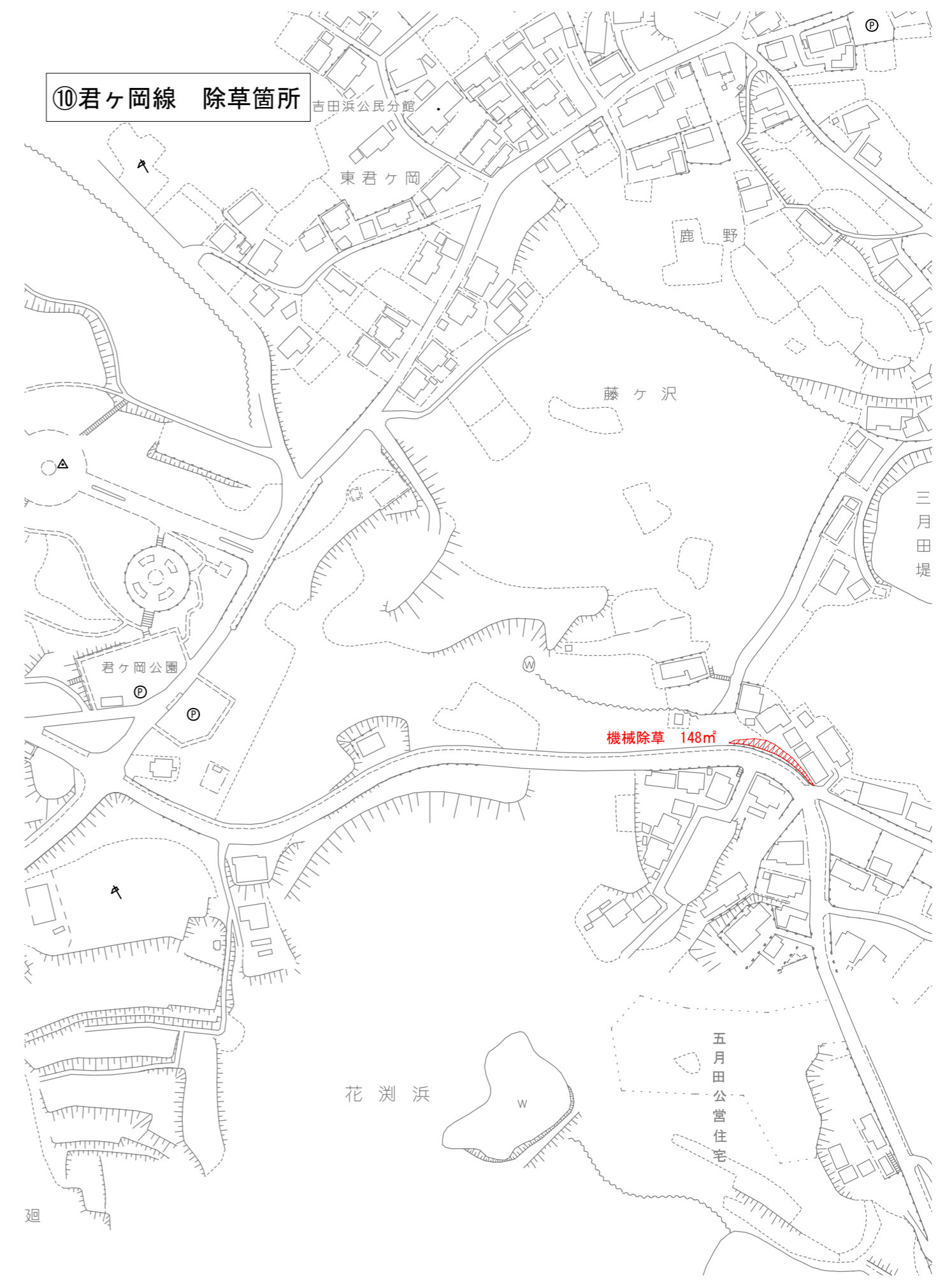
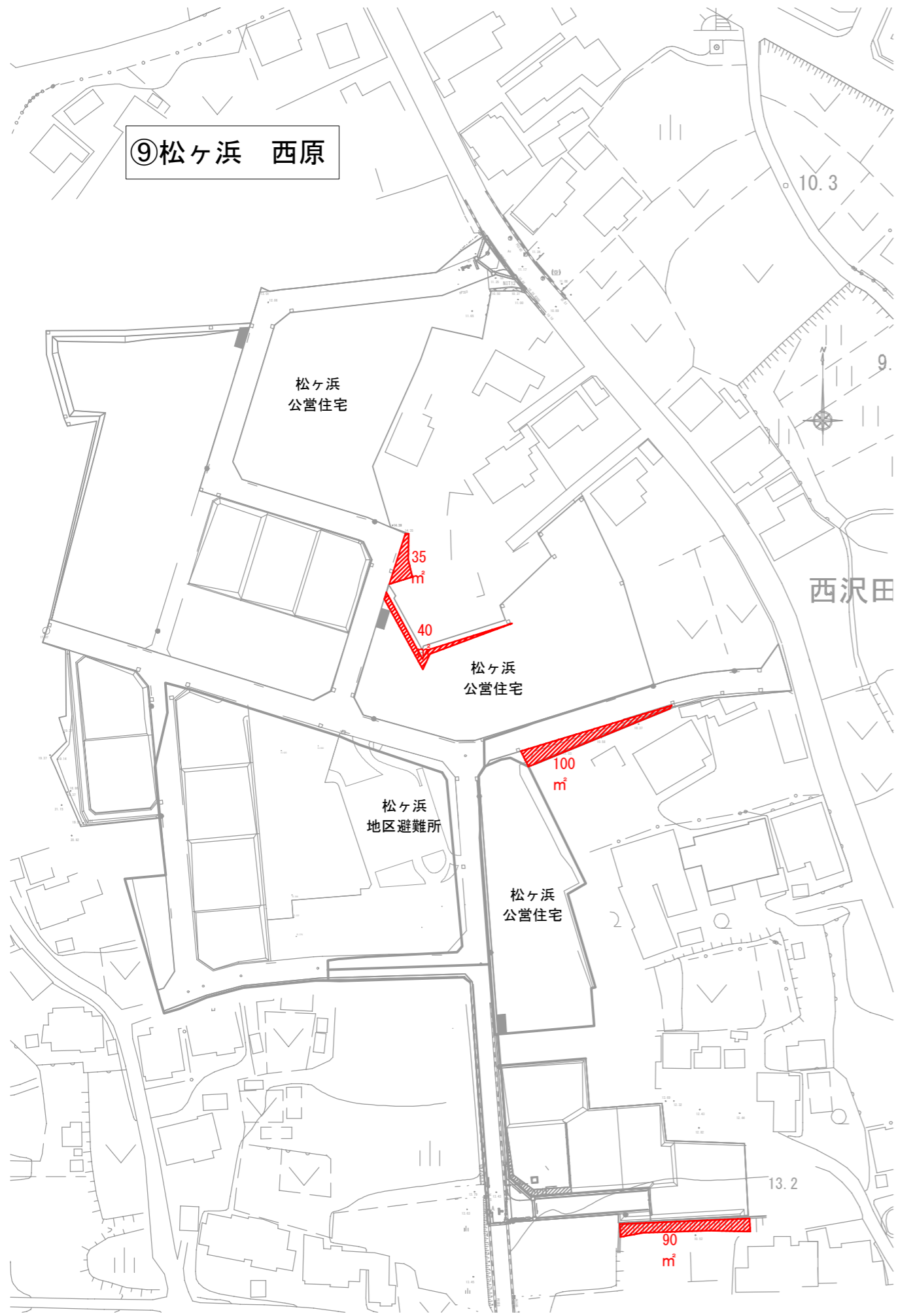
町道法Ⅱ-⑦ 要害3号線法面



町道法Ⅱ-⑤ 松ヶ浜漁港前法面



凡 例	
	機械除草 (年2回)




事業名	町道及び法面除草業務委託	図面名	Ⅱ町道法面除草 ⑨松ヶ浜西原 , ⑩君ヶ岡線 除草箇所図	作成日	七ヶ浜町	図番-除草10
-----	--------------	-----	------------------------------	-----	------	---------

# 平面図

S=1:500

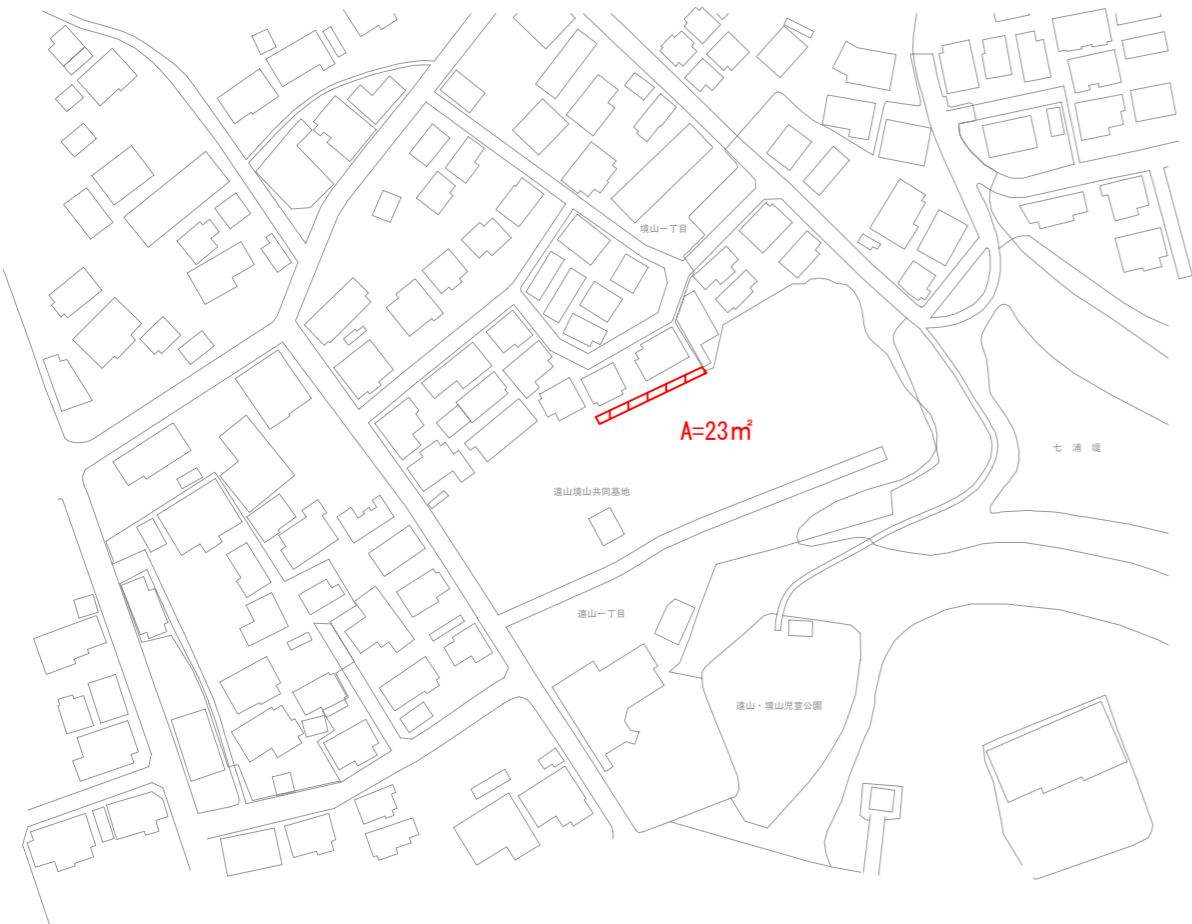


機械除草 L=126+225+140+106m=597m × 1=597㎡ (W=1m, 片側)  
 機械除草 A=19m<sup>2</sup>

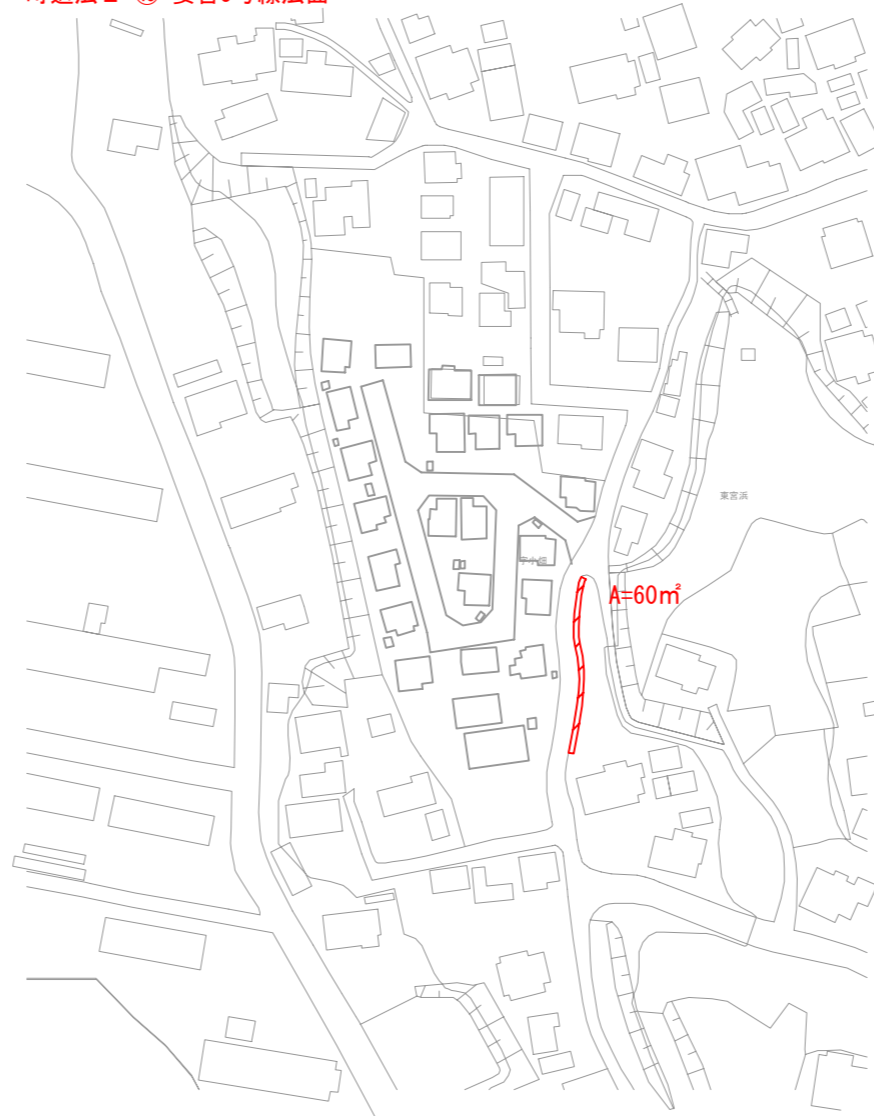
 機械除草 (年2回)

図面名	Ⅱ町道法面除草 ⑫ 湊松ヶ浜海岸線	図番	除草11
-----	-------------------	----	------

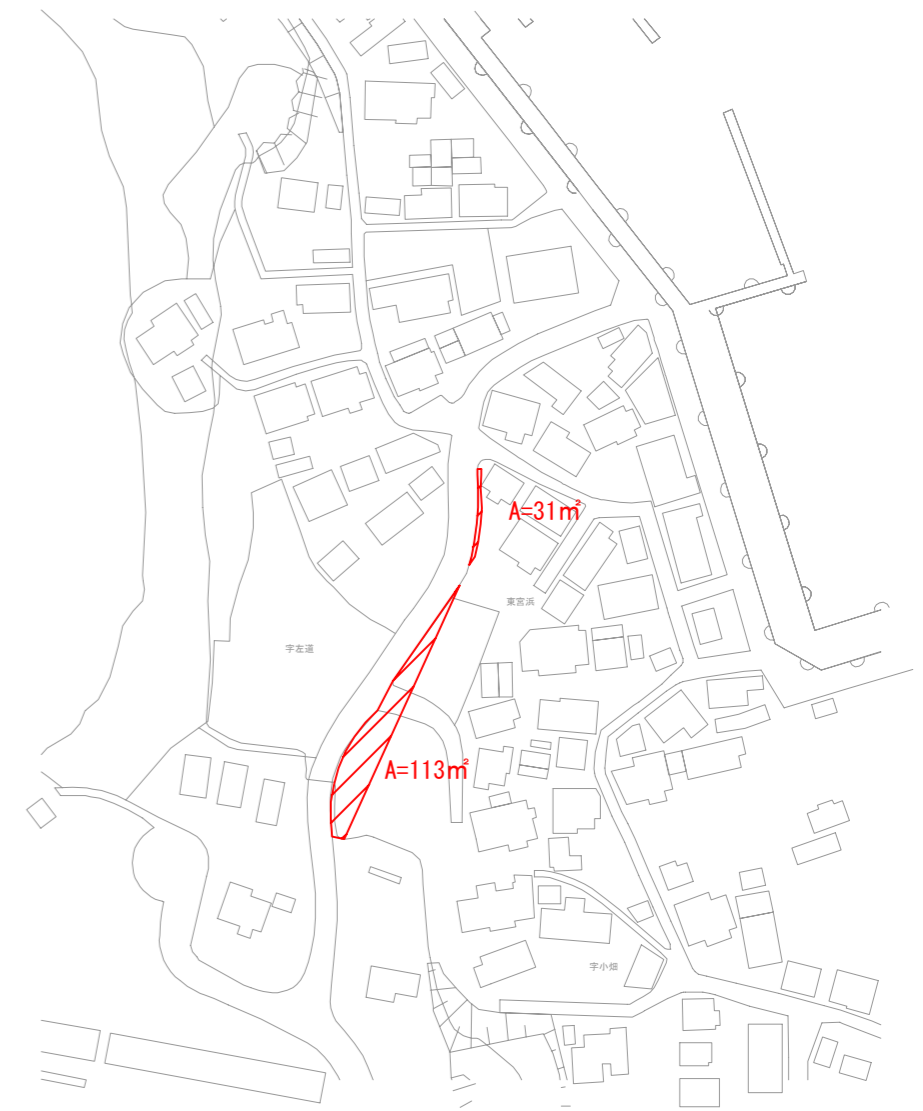
町道法Ⅱ-⑭ 境山一丁目法面



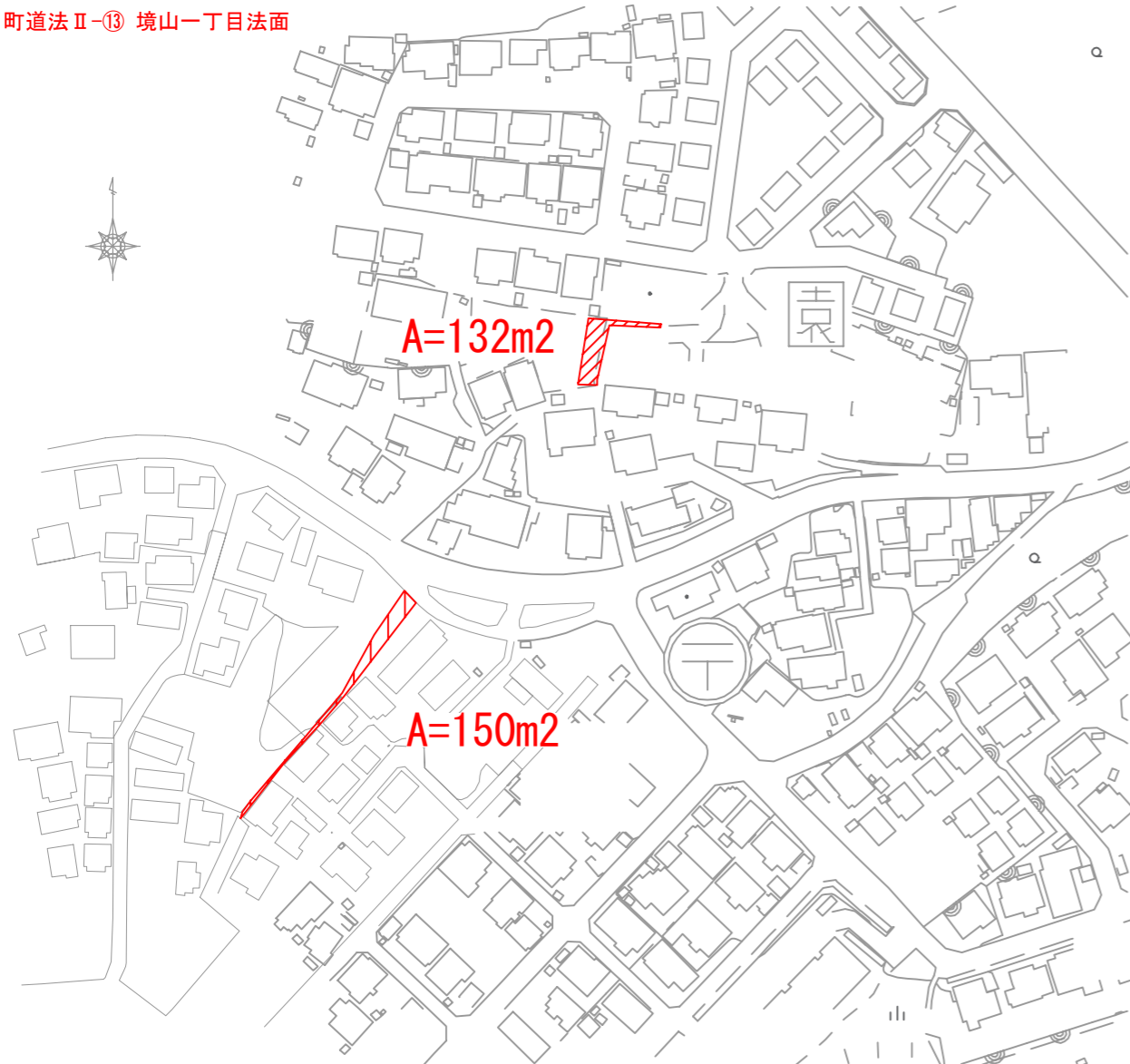
町道法Ⅱ-⑮ 要害5号線法面



町道法Ⅱ-⑯ 要害6号線法面

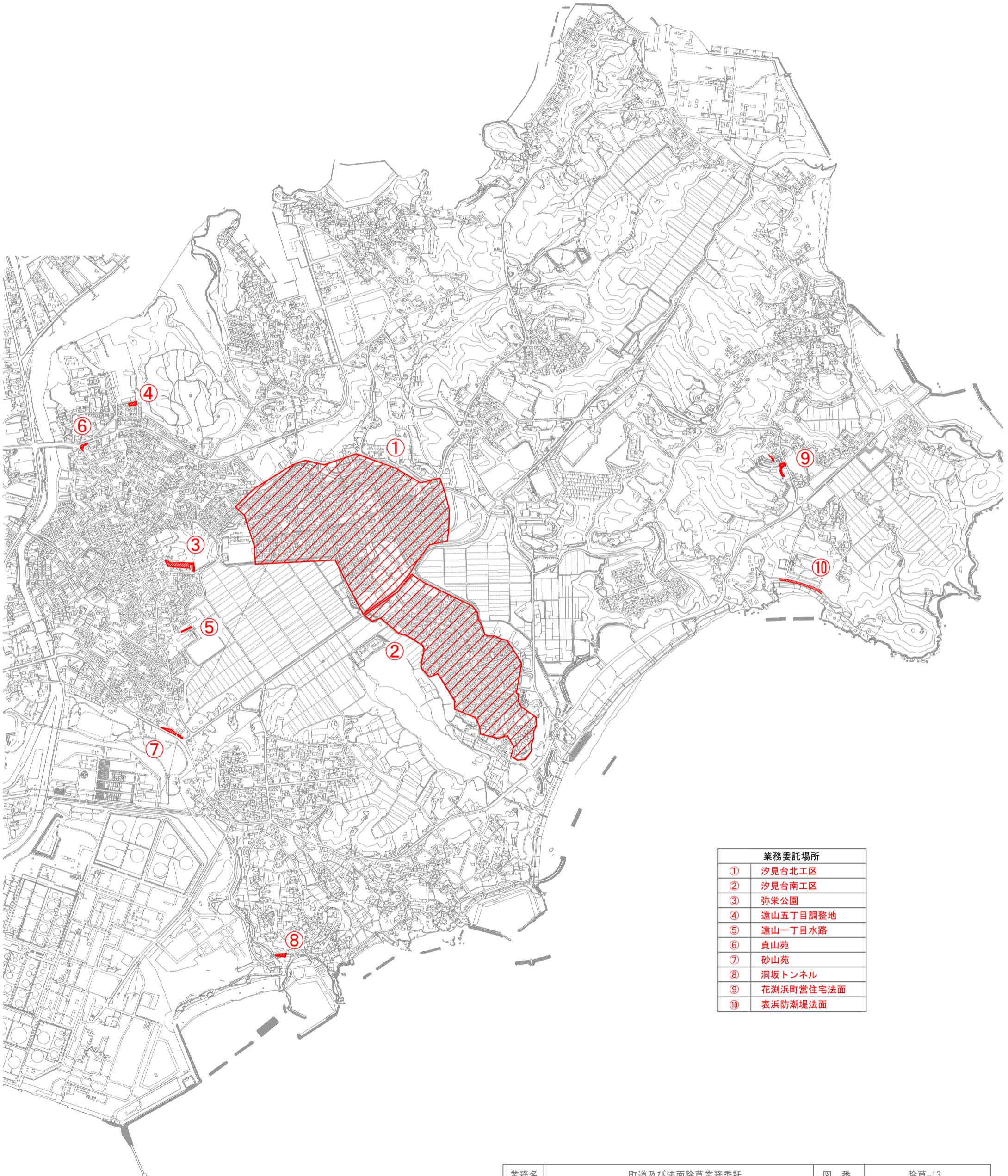


町道法Ⅱ-⑬ 境山一丁目法面



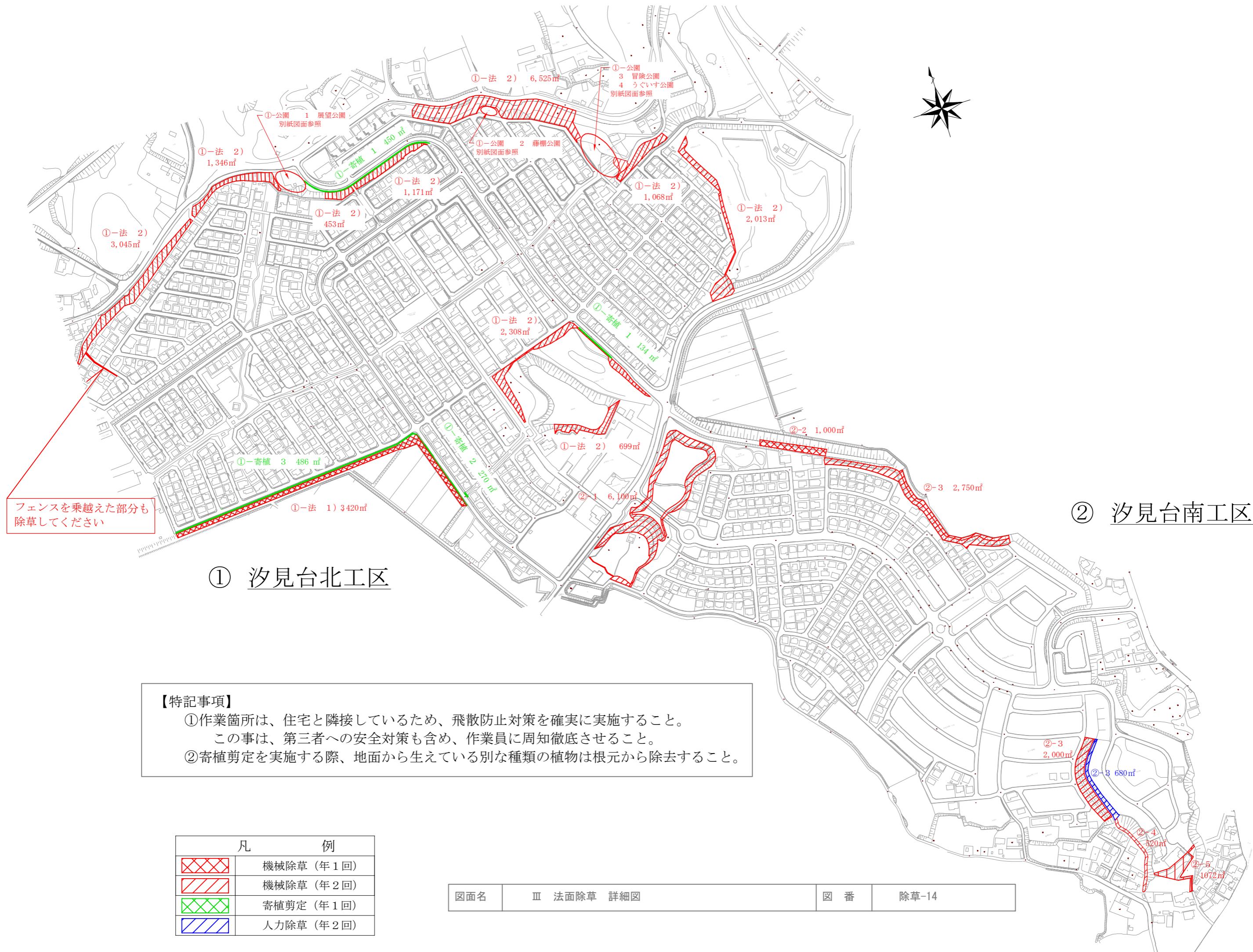
凡	例
	機械除草 (年2回)

### Ⅲ 法面除草 位置図



業務委託場所	
①	汐見台北工区
②	汐見台南工区
③	弥栄公園
④	遠山五丁目調整地
⑤	遠山一丁目水路
⑥	貞山苑
⑦	砂山苑
⑧	洞坂トンネル
⑨	花洲浜町営住宅法面
⑩	表浜防潮堤法面

業務名	町道及び法面除草業務委託	図番	除草-13
図面名	Ⅲ 法面除草 位置図	作成日	七ヶ浜町



フェンスを乗り越えた部分も除草してください

### ① 汐見台北工区

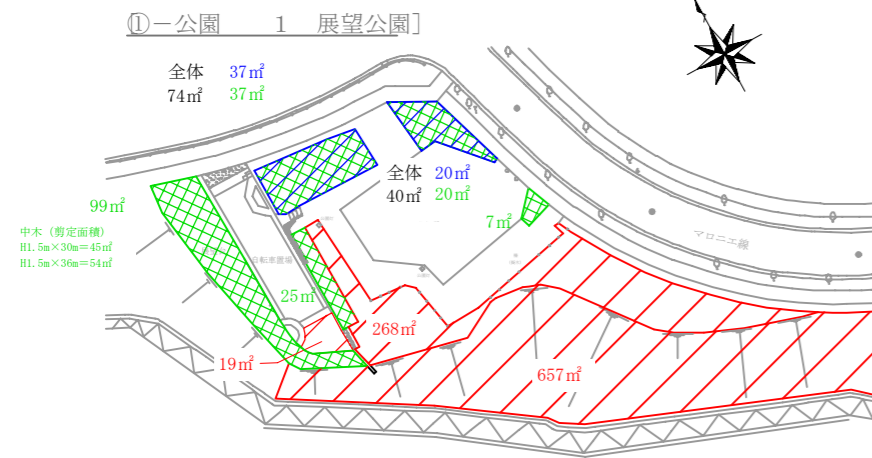
### ② 汐見台南工区

**【特記事項】**  
 ①作業箇所は、住宅と隣接しているため、飛散防止対策を確実に実施すること。  
 この事は、第三者への安全対策も含め、作業員に周知徹底させること。  
 ②寄植剪定を実施する際、地面から生えている別な種類の植物は根元から除去すること。

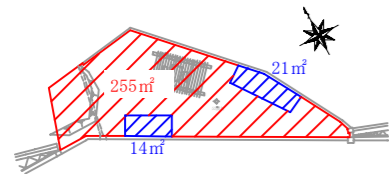
凡	例
	機械除草 (年1回)
	機械除草 (年2回)
	寄植剪定 (年1回)
	人力除草 (年2回)

図面名	Ⅲ 法面除草 詳細図	図 番	除草-14
-----	------------	-----	-------

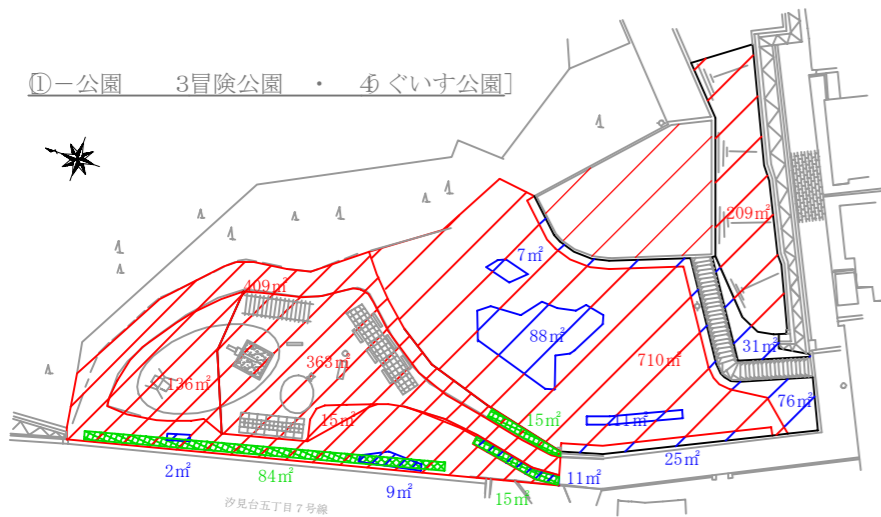
① 汐見台北工区（公園）



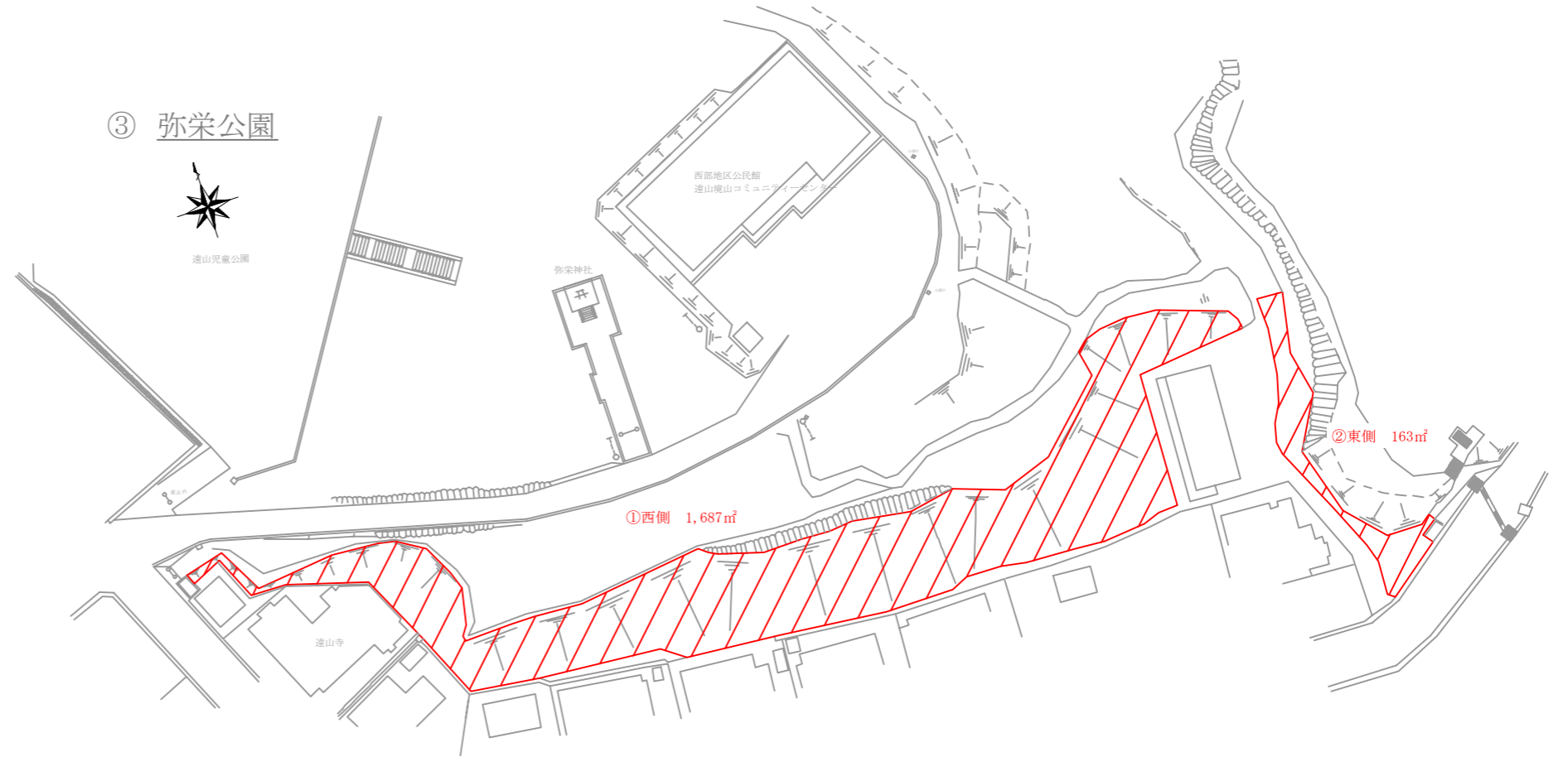
①-公園 2 藤棚公園



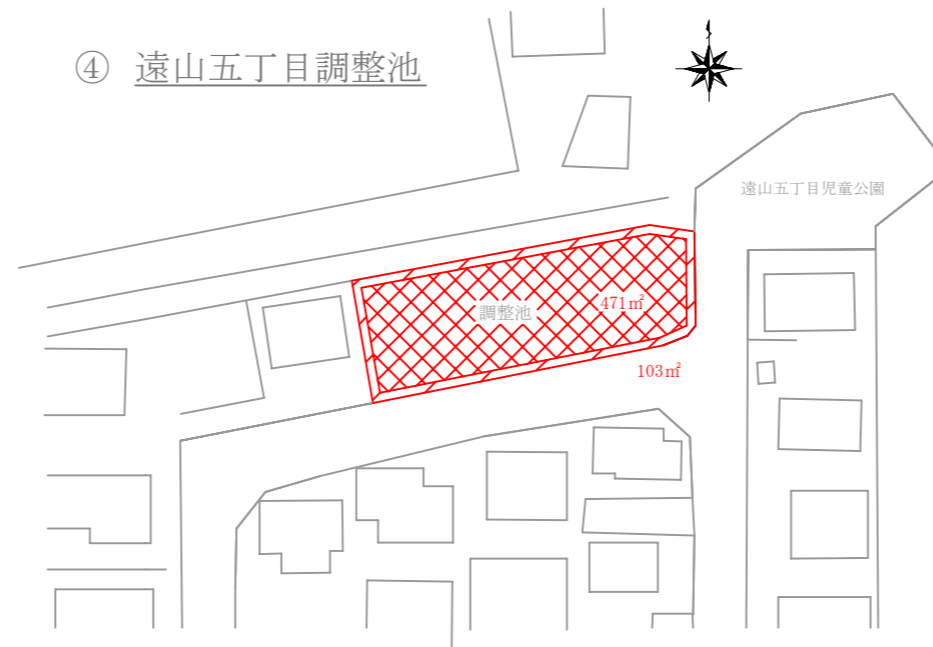
①-公園 3 冒険公園 ・ ④ ぐいす公園



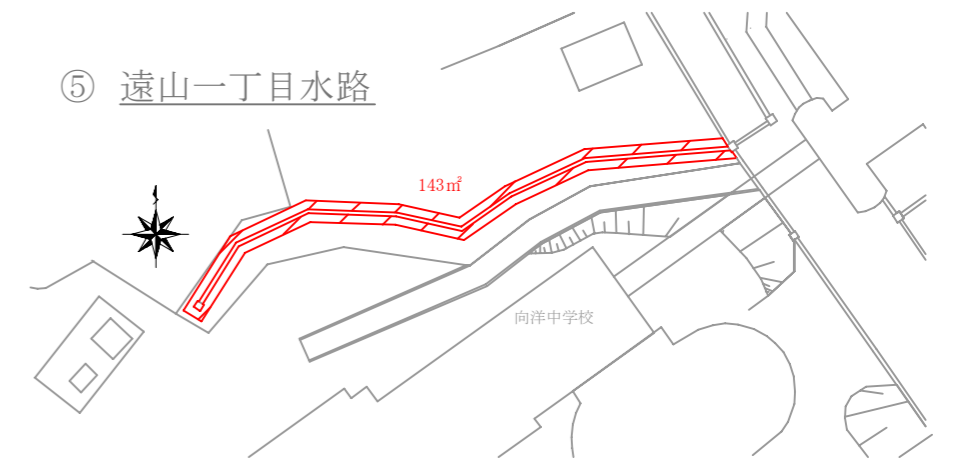
③ 弥栄公園



④ 遠山五丁目調整池



⑤ 遠山一丁目水路



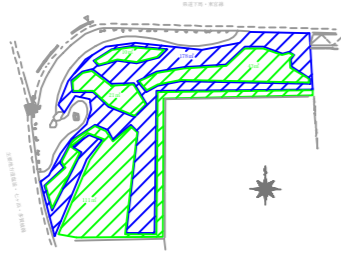
【特記事項】

- ①作業箇所は、住宅と隣接しているため、飛散防止対策を確実に実施すること。  
この事は、第三者への安全対策も含め、作業員に周知徹底させること。
- ②寄植剪定を実施する際、地面から生えている別な種類の植物は根元から除去すること。

凡	例
	人力除草（年2回）
	機械除草（年2回）
	機械除草（年1回）
	寄植剪定（年1回）

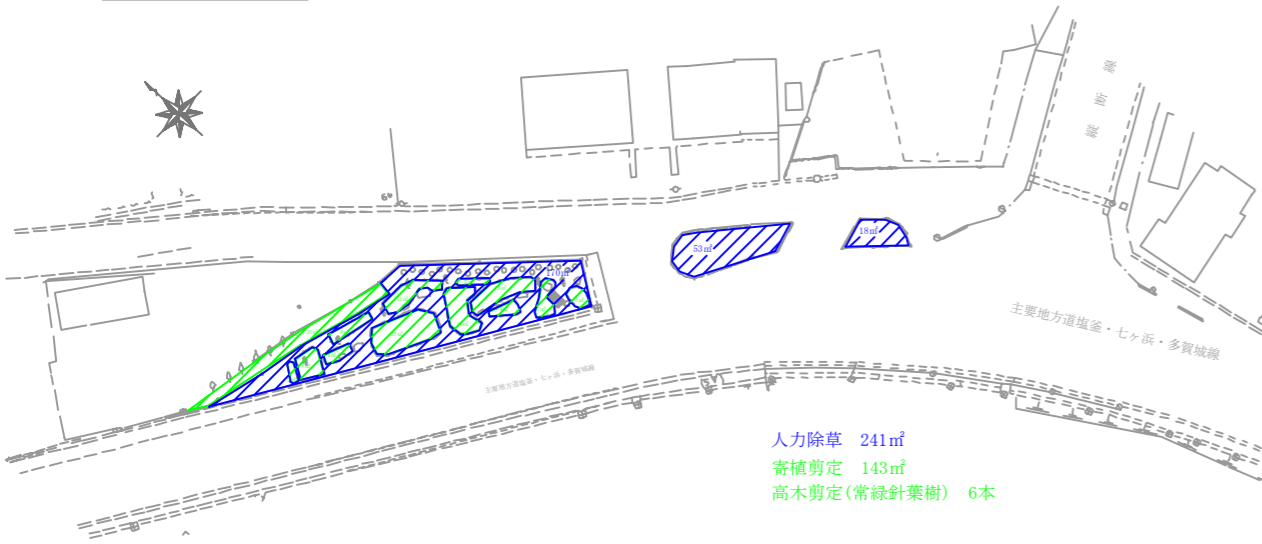
⑥ 貞山苑

人力除草 178㎡  
 寄植剪定 185㎡  
 高木剪定(常緑針葉樹) 7本  
 高木剪定(落葉広葉樹) 2本

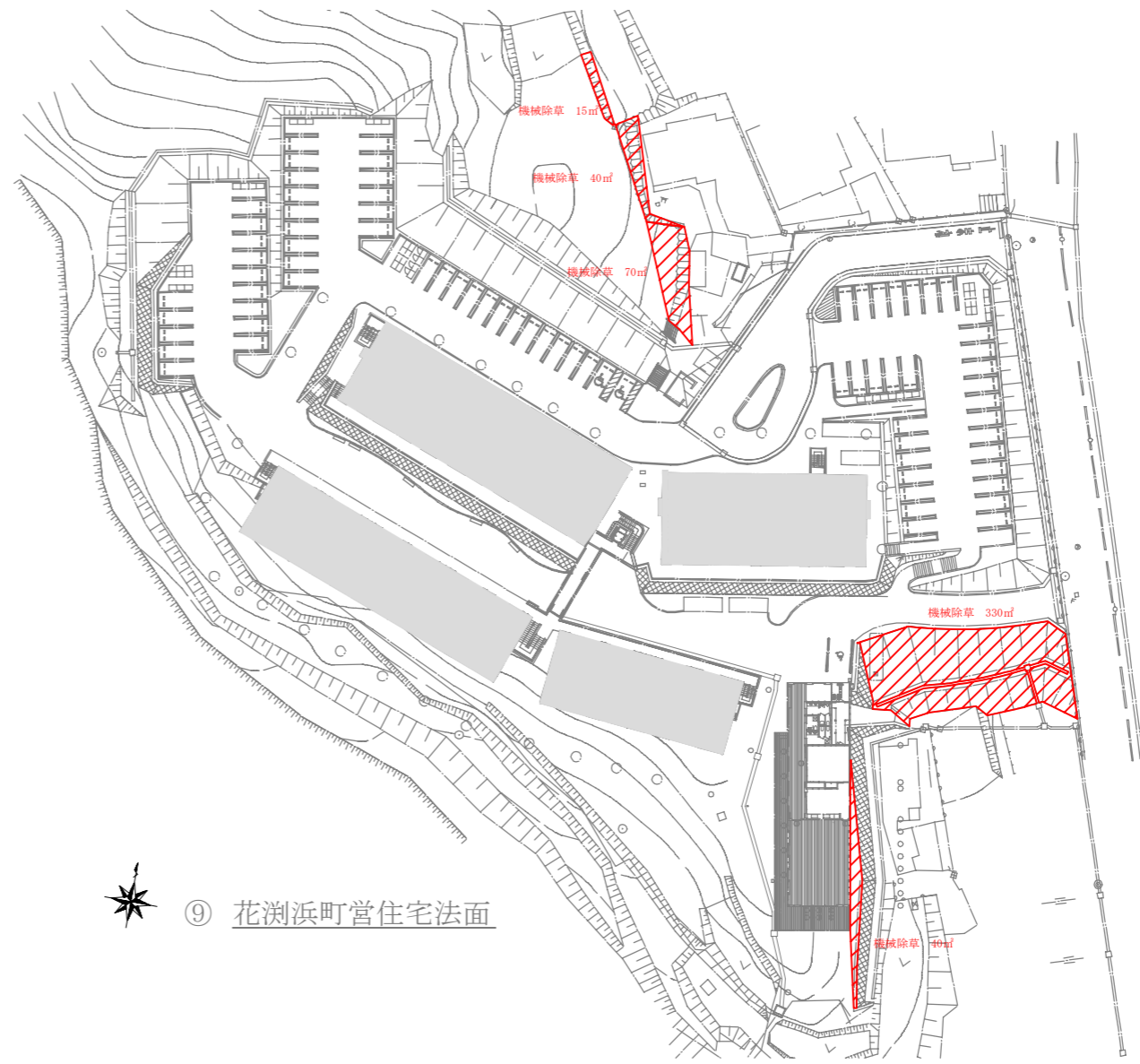


凡 例	
	人力除草 (年2回)
	機械除草 (年2回)
	機械除草 (年1回)
	寄植剪定 (年1回)

⑦ 砂山苑

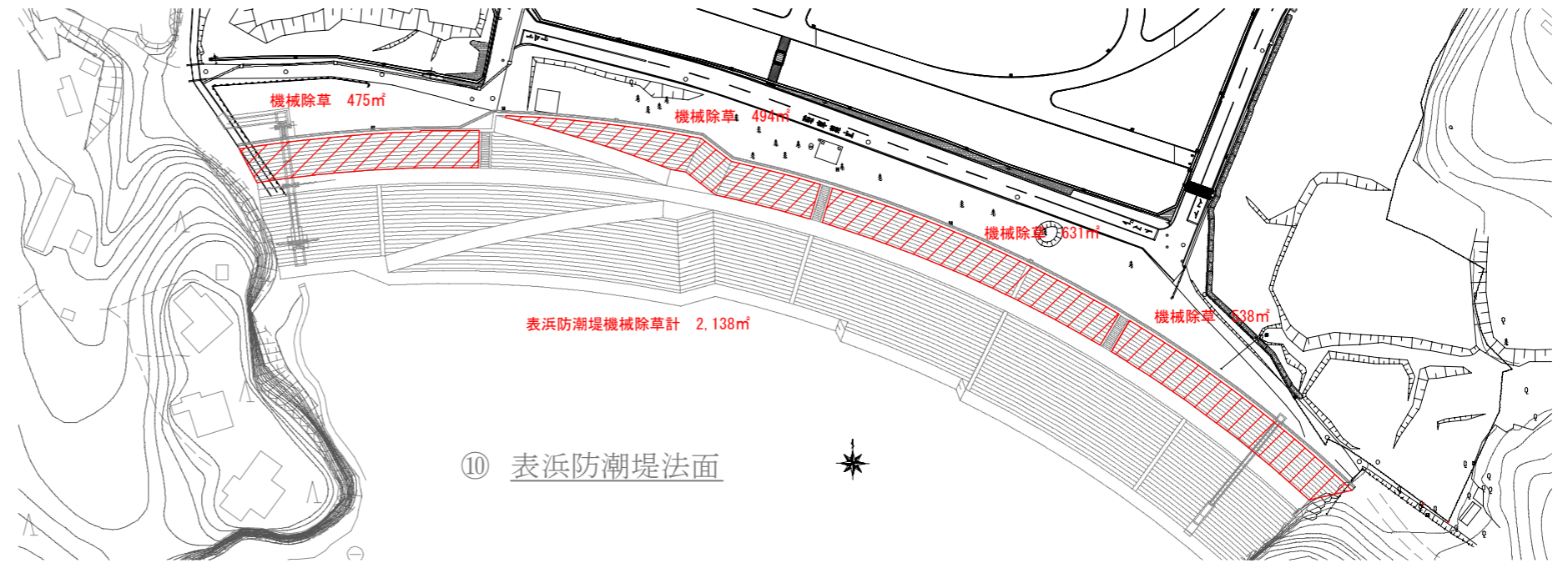
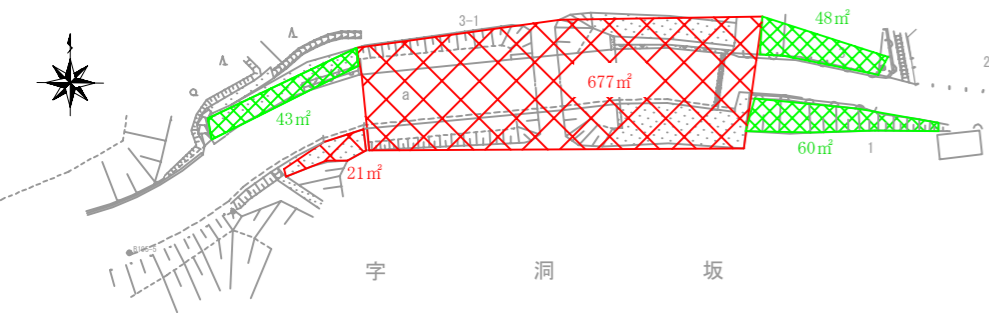


人力除草 241㎡  
 寄植剪定 143㎡  
 高木剪定(常緑針葉樹) 6本



⑨ 花浜町営住宅法面

⑧ 洞坂トンネル



⑩ 表浜防潮堤法面

【特記事項】

- ①作業箇所は、住宅と隣接しているため、飛散防止対策を確実に実施すること。  
この事は、第三者への安全対策も含め、作業員に周知徹底させること。
- ②寄植剪定を実施する際、地面から生えている別な種類の植物は根元から除去すること。

図面名	Ⅲ 法面除草 詳細図	図 番	除草-16
-----	------------	-----	-------